

一、本会議の審議概要

○昭和五十七年十二月二十八日 火曜日

開会 午前十時三分

日程第 一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員沖外夫君を議院に紹介した後、同君を通信委員に指名した。
特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、当面の物価等に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る物価等対策特別委員会、公職選挙法改正に関する調査のため委員二十五名から成る公職選挙法改正に関する特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術振興対策特別委員会、公害及び環境保全並びに交通安全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十五名から成る公害及び交通安全対策特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十五名から成るエネルギー対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名か

備

考

ら成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、日米安全保障条約及び自衛隊等国の安全保障に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十五名から成る安全保障特別委員会を設置することに決し、議長は直ちに特別委員を指名した。

散会 午前十時七分

○昭和五十八年一月二十四日 月曜日

開会 午後二時三十二分

議員戸叶武君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもつて弔詞を贈呈することに決し、議長は、弔詞を朗読した。次いで、鳩山威一郎君が哀悼の辞を述べた。

休憩 午後二時四十五分

再開 午後三時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

中曽根内閣総理大臣は施政方針に関し、安倍外務大臣は外交に関し、竹下大蔵大臣は財政に関し、塩崎国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時二十六分

一・二四 開会式

(衆議院)

一・二四 国務大臣の演説

二七、二八 演説に対する質疑

○昭和五十八年一月二十八日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第二日)

小柳勇君、山内一郎君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前十一時五十二分

○昭和五十八年一月二十九日 土曜日

開会 午前十時二分

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第三日)

多田省吾君、宮本顯治君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時五十八分

再開 午後一時七分

休憩前に引続き、木島則夫君、野田哲君、成相善十君、坂倉藤吾君、高木健太郎君、美濃部亮吉君、森田重郎君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後五時十九分

○昭和五十八年二月十六日 水曜日

開会 午前十時七分

議長は、新たに当選した議員上野雄文君を議院に紹介した後、同君を大蔵委員に指名した。
北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、北
修二君、高木正明君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力委員会委員に西堀正弘君、渡部時也君、原子力安全委員会委員に大山
彰君、御園生圭輔君、中央更生保護審査会委員に本明寛君、日本銀行政策委員会委員に
村上素男君、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君、商品取引所審議会委員に別
府正夫君、航空事故調査委員会委員長に八田桂三君、同委員に糸永吉運君、榎本善臣君、
小一原正君、幸尾治朗君、鉄道建設審議会委員に竹田弘太郎君、山田明吉君、宮崎輝君、
藤本一郎君、大和田啓氣君、松沢卓二君、八十島義之助君、山口真弘君、労働保険審査
会委員に浦田純一君、溝邊秀郎君を任命することに同意することに決した。

日程第一 昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨
時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を
もつて可決された。

散会 午前十時十五分

○昭和五十八年三月四日 金曜日

開会 午前十時二分

永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員としての在職二十五年の議員小柳勇君を院議をもつて表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員小柳勇君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

町村金五君は、祝辞を述べた。

小柳勇君は、謝辞を述べた。

日程第一 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に近藤英明君、堀家嘉郎君、伊達秋雄君、鬼木勝利君、中沢伊登子君、同予備委員に吉岡恵一君、萩原博司君、遠藤隆次君、松尾信人君、岡本丈君を指名した。

国務大臣の報告に関する件（昭和五十八年度地方財政計画について）
地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、山本自治大臣から報告及び趣旨説明があつた後、上野雄文君、大川清幸君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時二十五分

○昭和五十八年三月十八日 金曜日

開会 午前十時二分

元議員上原正吉君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により、院議をもつて弔詞を贈呈することに決し、議長は、弔詞を朗読した。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、竹田四郎君、桑名義治君、近藤忠孝君、柄谷道一君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（

内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、公職選挙法改正に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後零時二十四分

○昭和五十八年三月二十三日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第三 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午前十時十四分

（衆議院議決）

三・二四 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）
三・二五 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

○昭和五十八年三月三十一日 木曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公共企業体等労働委員会委員に青木勇之助君、石川吉右衛門君、市原昌三郎君、氏原正治郎君、神代和俊君、舟橋尚道君、山口俊夫君を任命することに同意することに決した。

日程第一 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 海上衝突予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第六 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、公害及び交通安全対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第八 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第一〇 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一一 製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一二 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一〇及

び第一一に対する討論の後、日程第一〇乃至第一二は可決、日程第一三は全会一致をもつて可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十時五十二分

○昭和五十八年四月四日 月曜日

開会 午後五時四十六分

昭和五十八年度一般会計予算

昭和五十八年度特別会計予算

昭和五十八年度政府関係機関予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一二四、反対九八にて可決された。

日程第一 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後七時二十六分

昭和五十八年度一般会計予算

昭和五十八年度特別会計予算

昭和五十八年度政府関係機関予算

（衆議院予算委員会）

二・九、一〇 公聴会

三・四、五、七 分科会

三・八 可決

（衆議院本会議）

三・八 可決

（参議院予算委員会）

二・二五 委員派遣（札幌・名古屋・

福岡地方公聴会）

○昭和五十八年四月二十日 水曜日

開会 午前十時二分

日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、長谷川運輸大臣から趣旨説明があつた後、伊江朝雄君、青木新次君、黒柳明君、立木洋君、小西博行君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第五 領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

三・二二 公聴会

二三、二四、二五 委嘱審査

四・一 集中審議（外交・防衛）

二 // （財政・経済）

四・四 可決

（参議院本会議）

四・四 可決

（衆議院議決）

四・一五 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案（第九十七回国会閣法第三号）（修正）

日程第七 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の七件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一、第二、第四及び第五は全会一致をもつて承認することに決し、日程第三、第六及び第七は承認することに決した。

日程第八 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第八及び第九は全会一致をもつて可決、日程第一〇は可決された。

日程第十一 技術士法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、科学技術振興対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第十二 貸金業の規制等に関する法律案（第九十六回国会衆議院提出）

日程第十三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（第九十六回国会衆議院提出）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第一四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院
送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午後零時三十七分

○昭和五十八年四月二十七日 水曜日

開会 午前十時二分

國務大臣の報告に関する件（昭和五十六年度決算の概要について）

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から報告及び趣旨説明があつた後、和田静夫君、鶴岡洋君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七

十八年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 商船における最低基準に関する条約（第四百四十七号）の締結について承認を
求めるの件（衆議院送付）

日程第三 北西太平洋における千九百八十三年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び
条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

（衆議院議決）

四・二八 昭和五十八年度の財政運営
に必要な財源の確保を図る
ための特別措置に関する法
律案（閣法第一号）（修正）
貸金業の規制等に関する法
律案（第九十六回国会衆第
三一号）（可決、成立）
出資の受入れ、預り金及び
金利等の取締りに関する法
律の一部を改正する法律案
（第九十六回国会衆第三二
号）（可決、成立）
地方交付税法等の一部を改
正する法律案（閣法第二三
号）（修正）

もつて承認することに決した。

日程第 四 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 五 特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 六 特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 七 高度技術工業集積地域開発促進法案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第五及び第七は可決、日程第六は全会一致をもつて可決された。

日程第 八 農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十一時四十四分

○昭和五十八年五月十一日 水曜日

開会 午後一時七分

元議員藤原道子君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により、院議をもつて弔詞を贈呈することに決し、議長は、弔詞を

（衆議院議決）

五・一〇 臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第四九号）

朗読した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、科学技術会議議員に岡本道雄君、山下勇君、社会保険審査会委員に河野共之君、運輸審議会委員に渡辺芳男君、日本放送協会経営委員会委員に阿部英一君、磯田一郎君、佐方信博君、白井修一郎君、田村祐造君、労働保険審査会委員に田中清定君を任命することに同意することに決した。

臨時行政改革推進審議会設置法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、齋藤国務大臣から趣旨説明があつた後、勝又武一君、峯山昭範君、佐藤昭夫君、中村鋭一君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案

（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 浄化槽法案（衆議院提出）

日程第四 社会福祉事業法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の四案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第七 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第八 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午後三時五分

○昭和五十八年五月十三日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

日程第二 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

日程第三 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて承認することに決した。

日程第四 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第六 電源開発促進税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第七 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第五に対する討論の後、可決された。

日程第八 建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第九 地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一〇 酪農振興法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第一一 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二二 日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案（第九十七回国会内閣提出、第九十八回国会衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第二三 日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午前十時五十二分

○昭和五十八年五月十八日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

日程第二 昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書

日程第三 昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

（衆議院議決）

五・一七 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

日程第四 昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第五 昭和五十五年国有財産増減及び現在額総計算書

日程第六 昭和五十五年国有財産無償貸付状況総計算書

右の六件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一及び第二はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第三乃至第六は委員長報告のとおり異議がないと決した。

日程第七 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第九 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一一 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案（衆議院提出）

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

日程第一二 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一四乃至第一六の請願

右の請願は、商工委員長の報告を省略し、全会一致をもつて委員会決定のとおり採択することに決した。

散会 午前十時三十分

○昭和五十八年五月二十日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 臨時行政改革推進審議会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午前十時十九分

○昭和五十八年五月二十五日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 内閣総理大臣中曾根康弘君問責決議案（瀬谷英行君発議）（委員会審査省略要

求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、瀬谷英行君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成六三、反対一〇九にて否決された。

散会 午前十一時八分

○昭和五十八年五月二十六日 木曜日

開会 午前十時二分

日程第一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法

の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、逡信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二乃至第五二の請願

右の請願は、内閣委員長外八委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

（衆議院）

五・二四 中曾根内閣不信任決議案

（飛鳥田一雄君外四名提出）

否決

（衆議院継続審査議案）

内閣委員会

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

○号）

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

一、国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

一、行政機関の公文書の公開に関する法律案（第九十四回国会衆第

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

三五号)

一、国の行政機関の職員等に対する
営利企業への就職の制限等に關
する法律案(第九十四回国会衆
第三六号)

一、情報公開法案(第九十四回国
衆第三七号)

一、公文書公開法案(第九十四国
会衆第四五号)

一、沖縄県における駐留軍用地等の
返還及び駐留軍用地跡地等の利
用の促進に関する特別措置法案
(第九十六回国会衆第一五号)

一、国家公務員法の一部を改正する
法律案(第九十六回国会衆第一
八号)

一、一般職の職員の給与に関する法
律の一部を改正する法律案(衆
第三号)

一、国家公務員法の一部を改正する
法律案(衆第一七号)

地方行政委員会

一、留置施設法案(第九十六回国
会衆第八一号)

一、地方公営交通事業特別措置法案

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

(第九十四回国会衆第二四号)

法務委員会

一、刑事施設法案(第九十六回国会
閣法第八〇号)

一、国籍法の一部を改正する法律案
(第九十三回国会衆第六号)

一、最高裁判所裁判官国民審査法の
一部を改正する法律案(第九十
三回国会衆第七号)

一、最高裁判所裁判官任命諮問委員
会設置法案(第九十三回国会衆
第八号)

一、刑事訴訟法の一部を改正する法
律案(第九十三回国会衆第九号)

一、刑法の一部を改正する法律案
(第九十三回国会衆第一〇号)

一、利息制限法の一部を改正する法
律案(第九十四回国会衆第二一
号)

一、利息制限法の一部を改正する法
律案(第九十四回国会衆第四〇
号)

一、刑法の一部を改正する法律案
(衆第一八号)

一、利息制限法の一部を改正する法
律案(第九十四回国会衆第四〇
号)

一、利息制限法の一部を改正する法
律案(第九十四回国会衆第四〇
号)

一、

一、利息制限法の一部を改正する法
律案(第九十四回国会衆第四〇
号)

一、

一、刑法の一部を改正する法律案
(衆第一八号)

科学技術振興対策特別委員会

- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

公害及び交通安全対策特別委員会

- 一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

- 一、エネルギー対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

安全保障特別委員会

- 一、国の安全保障に関する調査

議長は、来る七月九日議員の半数が任期満了となるので挨拶をし、町村金五君は、謝辞を述べた。

休憩 午前十時十二分

再開するに至らなかつた。

大蔵委員会

- 一、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

- 一、所得税の物価調整制度に関する法律案（第九十六回国会衆第三号）

文教委員会

- 一、日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）（参議院送付）

- 一、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案（第九十三回国会衆第一号）

- 一、学校教育法等の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第二号）

- 一、学校教育法の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第七号）
- 一、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案（第九十四回国会衆第一一号）

（次頁へ続く）

(前頁より続く)

- 一、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(第九十六回国会衆第六号)

- 一、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する法律案(第九十六回国会衆第三七号)

社会労働委員会

- 一、医療法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

- 一、労働基準法の一部を改正する法律案(第九十四回国会衆第一七号)

- 一、雇用保険法の一部を改正する法律案(第九十四回国会衆第三一号)

- 一、定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案(第九十六回国会衆第一七号)

- 一、医療法の一部を改正する法律案(第九十六回国会衆第三四号)

- 一、原子爆弾被爆者等援護法案(衆第四号)
- 一、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(衆第六号)

- 一、労働基準法の一部を改正する法律案(衆第七号)

農林水産委員会

- 一、農産物の自給の促進及び備蓄の確保の

ための農業生産の振興に関する法律案(衆第一二号)

- 一、総合食糧管理法(衆第一三号)

- 一、農民組合法案(衆第一四号)

商工委員会

- 一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第九十四回国会衆第一六号)

- 一、訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二号)

運輸委員会

- 一、道路運送車両法等の一部を改正する法律案(第九十三回国会衆第一九号)

- 一、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(第九十四回国会衆第三号)

- 一、地域交通整備法案(第九十六回国会衆第二一号)

- 一、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(第九十六回国会衆第二二号)

- 一、道路運送法の一部を改正する法律案(第九十六回国会衆第三六号)

- 一、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆第

一五号)

建設委員会

- 一、住宅保障法案(第九十六回国会衆第二六号)

環境委員会

- 一、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(第九十四回国会衆第五号)

- 一、水俣病問題総合調査法案(第九十四回国会衆第六号)

- 一、環境影響評価法案(第九十四回国会衆第七一号)

- 一、湖沼水質保全特別措置法案(閣法第五八号)

決算委員会

- 一、昭和五十五年一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年国稅収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機

- 関決算書

- 一、昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 一、昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、

昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書

一、昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

一、昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

一、昭和五十六年度決算調整資金からの歳

入組入れに関する調書

一、昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その2）

一、会計検査院法の一部を改正する法律案（第九十三回国会衆第一二号）

議院運営委員会

一、国会議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開等に関する法律案

（第九十四回国会衆第三三三号）

一、内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開に関する法律案（衆第一六号）

一、議員佐藤孝行君の議員辞職勧告に関する決議案（第九十六回国会決議第五号）

一、議員田中角榮君の議員辞職勧告に関する決議案（決議第三号）

(2) 議案件名一覽

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。)

●内閣提出法律案 (五九件) (継続一件を含む)

●両院を通過したもの (五二件) (継続一件を含む)

- 一 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(修)
- 二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 四 農林水産省設置法の一部を改正する法律案
- 五 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案
- 六 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案
- 七 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
- 八 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 九 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
- 一〇 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 一一 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
- 一二 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一三 製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案
- 一四 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案
- 一五 公衆電気通信法の一部を改正する法律案
- 一六 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一七 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
- 一八 地方税法等の一部を改正する法律案
- 一九 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(修) (衆議院同意)
- 二〇 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正

する法律案

二三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(修)

二四 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案

二五 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

二六 農業改良助長法の一部を改正する法律案(修)

二七 森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案(修)

二八 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

二九 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

三〇 特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案

三一 海上衝突予防法の一部を改正する法律案

三二 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

三三 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

三四 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

三五 特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案

三六 関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

三七 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案(修)

三八 電源開発促進税法の一部を改正する法律案

四〇 技術士法案

四一 建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(修)

四二 肥料取締法の一部を改正する法律案

四三 酪農振興法の一部を改正する法律案

四四 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案

四五 学校教育法の一部を改正する法律案

四六 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

四七 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

四八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

四九 臨時行政改革推進審議会設置法案

五一 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案

五二 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

五四 高度技術工業集積地域開発促進法案

五五 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

五六 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案

第九十七回
国会

日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案（修）

●本院を通過し、衆議院において閉会中審査するに決したものの（一件）

五七 日本学術会議法の一部を改正する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（六件）

二〇 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

二一 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

三九 国家行政組織法の一部を改正する法律案

五〇 医療法の一部を改正する法律案

五三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

五八 湖沼水質保全特別措置法案

●条約（一二三件）

●両院を通過したものの（一二三件）

一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二

議定書の締結について承認を求めめるの件

三 千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めめるの件

四 千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めめるの件

五 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めめるの件

六 千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めめるの件

七 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定

書の締結について承認を求めめるの件

八 商船における最低基準に関する条約（第四百十七号）の締結について承認を求めめるの件

九 領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めめるの件

一〇 宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めめるの件

一一 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一二 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一三 北西太平洋における千九百八十三年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

● 予算（三件）

●両院を通過したもの（三件）

- 一 昭和五十八年度一般会計予算
- 二 昭和五十八年度特別会計予算
- 三 昭和五十八年度政府関係機関予算

●承認を求めの件（一件）

●両院を通過したもの（一件）

- 一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件

●予備費等承諾を求めの件（七件）

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（七件）

- 昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

- 昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

- 昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

- 昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

- 昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

- 昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

- 昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

●決算その他（一二一件）

●議決したもの（六件）

- 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書（第九十四回国会提出）

- 昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十四回国会提出）

- 昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十四回国会提出）

○昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書（第九十六回国会提出）

○昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十六回国会提出）

○昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十六回国会提出）

●審査未了のもの（六件）

○日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十六回国会提出）

○昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書

○昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その2）

○昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

○昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び

損益計算書並びにこれに関する説明書

●衆議院議員提出法律案（二〇件）（継続二件を含む）

●両院を通過したもの（八件）（継続二件を含む）

一 昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

八 浄化槽法案

九 社会福祉事業法の一部を改正する法律案

一〇 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

一一 医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案

第九十六回国会 三一 貸金業の規制等に関する法律案（修）

第九十六回国会 三二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（一二二件）

- 一 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
- 二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 三 原子爆弾被爆者等援護法案
- 四 母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案
- 五 労働基準法の一部を改正する法律案
- 六 農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案
- 七 総合食糧管理法案
- 八 農民組合法案
- 九 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案
- 一〇 内閣総理大臣その他の國務大臣の資産の公開に関する法律案
- 一一 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 一二 刑法の一部を改正する法律案

●本院議員提出法律案（一〇〇件）（継続三件を含む）

- 一 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案
- 二 育児休業法案
- 三 戦時災害援護法案
- 四 公衆浴場法の一部を改正する法律案
- 五 市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案
- 六 林業労働法案
- 七 男女雇用平等法案
- 八 第九十四回国会
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 九 第九十四回国会
学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案
- 一〇 第九十六回国会
貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案

●決議案（一件）

●否決したもの（一件）

一 内閣総理大臣中曾根康弘君問責決議案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
4	農林水産省設置法の一部を改正する法律案		五八、二六	五八、四一九 領	五八、二六 (予)可決 五八、四二六	五八、二六 可決 五八、四二七	
22	恩給法の一部を改正する法律等を一部を改正する法律案		二、八	四二六 領	二、八 (予)可決 五二〇	二、八 可決 四二六 四二六	
49	臨時行政改革推進審議会設置法案		三、二五	五、一〇 領	五、二 可決 五、一九	四、一九 可決 五、二〇	五八、五、一一 本会議で趣旨説明聴取

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	本院へ 提出月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
3	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	矢山有作君 外(五八、三二五)	五八、五、一九		五八、五、一九 (予)託議決	五八、五、一九 継続審査	
17	国家公務員法の一部を改正する法律案	和田一仁君 外(五二、三)	五二、四		五二、四 (予)託議決	五二、四 継続審査	

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本案は、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、農林水産省の本省の附属機関として農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物ウイルス研究所を廃止しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、わが国農業をめぐる諸情勢の変化と昨今のバイオテクノロジーを初めとする革新的技術開発手法の進

展に対応して、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、農林水産省の本省の附属機関として農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物ウイルス研究所を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、新設される研究機関の行う研究内容及びその成果、臨調答申と新研究機関設置との関連、バイオテクノロジーの研究方向、植物ウイルス研究所の廃止と研究者の配置転換、米の需給等当面する農林水産政策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び無党派クラブの共同提案に係る新研究所発足を契機に留意すべき事項等二項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）（衆議院送付）

五八、 二、 八 内閣提出

四、二六 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本案は、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給を引き上げるとともに、傷病者遺族特別年金の年額に加算を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、長期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善

長期在職の旧軍人に係る普通恩給又は扶助料で七十歳以上の者又は七十歳未満の妻子に給するものの年額計算の基礎となる仮定俸給の格付を、昭和五十八年十二月から一号俸引き上げること。

二、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金に、昭和五十八年十月から遺族加算として年額四万八千円の加算を行い、これに伴う所要

の調整を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、長期在職の旧軍人に係る普通恩給または扶助料で、七十歳以上の者または七十歳未満の妻子に給するものの年額計算の基礎となる仮定俸給の格付を、昭和五十八年十二月から一号俸引き上げて恩給年額を増額するとともに、傷病者遺族特別年金に昭和五十八年十月から年額四万八千円の遺族加算を行い、これに伴う所要の調整を行おうとするものであります。

委員会におきましては、恩給年額を引き上げなかった理由、恩給の増額と人事院勧告及び恩給法第二条ノ二の規定との関連、長期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の今後の引き上げ方針、戦地勤務に服した旧日赤看護婦等の慰労給付金の引き上げ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して安武

委員より、昭和五十七年度の人事院の給与勧告に基づき昭和五十八年四月から恩給年額を増額すること等を内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので政府の意見を聴取いたしましたところ、丹羽総理府総務長官から、政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決に入り、安武委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。

臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第四九号）（衆議院送付）

五八、 三、二五 内閣提出

四、一九 衆本会議趣旨説明

五、一〇 衆可決

五、一一 参本会議趣旨説明
五、二〇 参可決

要旨

本案は、臨時行政調査会の第四次答申を最大限に尊重する旨の基本的対処方針を踏まえて、総理府に臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附属機関として、臨時行政改革推進審議会を設置すること。

二、審議会は、臨時行政調査会の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申すること。

三、審議会は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人をもつて構成し、事務局を置くこと。

四、審議会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるほか、特に必要があると認めるときは、自らその運営状況を調査することができること。

五、審議会は、本法律施行日から起算して三年を経過した日に廃止すること。

委員長報告

ただいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の第四次答申を踏まえて、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附属機関として臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものでありまして、審議会は、臨時行政調査会の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申することを任務としております。審議会の構成

は、行政の改善問題に関してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人で組織し、審議会の調査事務を処理するため、事務局を置くこととしております。

なお、審議会は政令で定める施行期日から三年を経過した日に廃止することとしております。

委員会におきましては、審議会設置の必要性、審議会の任務、性格、本審議会と臨調第四次答申との関連及び既存の各種審議会等との調整問題等のほか、行革大綱の今後の策定見通し並びに電電、専売各公社の改革問題を初め総合管理庁の設置、国土庁など三庁統合問題等広範多岐にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野田委員、日本共産党を代表して安武委員より、それぞれ反対の旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案(三件)

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院	衆議院	備考		
18	地方税法等の一部を改正する法律案		五、二、八	五、八、三、二五 受領	五、八、三、四 (予) 可決 五、八、三、三〇	五、八、三、三三 可決	五、八、三、三三 可決	五、八、三、四 本院議で 趣旨説明 聴取	
23	地方交付税法等の一部を改正する法律案		二、一〇	四、二六 受領	三、四 (予) 可決 五、二	可決 五、二	三、三 修正 四、二七	四、二六 修正	
47	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案		三、三	五、一七 受領	五、二 (予) 可決 五、一九	可決 五、二〇	五、一〇 可決	五、一三 可決	五、一七 可決

<p>地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)(衆議院 送付)</p> <p>五八、二、八 内閣提出</p>	<p>一、二二 衆本会議趣旨説明</p> <p>三、四 参本会議趣旨説明</p> <p>三、二五 衆可決</p> <p>三、三一 参可決</p>
--	--

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、低所得者層の税負担に配慮する制度として昭和五十七年度分の所得割に実施された非課税措置（非課税限度額は夫婦二人の給与所得者の場合、収入金額ベースで百八十八万五千元）を昭和五十八年度分についても継続して行うこと。同居している控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する場合には、配偶者控除（現行二十二万円）又は扶養控除（現行二十二万円）の特例として二十五万円の所得控除を認めること。

二、法人住民税の均等割の適正化をはかるため、税率を引き上げるとともに、市町村民税については、その税率の適用区分を一部改めること。

三、不動産取得税について、既存住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等を自己の所有する住宅に居住していた者に対しても適用する等のほか、非課税措置の廃止等所要の整理合理化を行うこと。

四、たばこ消費税について、たばこの定価改定に伴い予想されるたばこ消費税の減収を調整し、定価改定のない場

合に見込まれる収収を確保するよう、昭和五十八年度分に限り、製造たばこの売渡し本数について所要の補正を行うこと。

五、娯楽施設利用税について、ゴルフ場に係る標準税率を一人一日につき千円（現行千円）、ぱちんこ場 一台につき 月額二百八十円（現行二百五十円）、まあじやん場 一卓につき 月額八百三十円（現行七百五十円）、たまつき場 一台につき 月額千三百円（現行千二百円）とすること。

六、料理飲食等消費税について、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除額を二千五百円（現行二千円）とすること。

七、鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率をおおむね十パーセント程度引き上げること。

八、自動車取得税について、免税点の特例措置（免税点三十万円、本則は十五万円）及び軽自動車以外の家用自動車に係る特例措置（税率百分の五、本則は百分の三）の適用期限を昭和六十年三月三十一日まで二年延長すること。

九、軽油引取税について、税率の特例措置（一キロリット

ルにつき二万四千三百円)の適用期限を昭和六十年三月三十一日まで二年延長すること(本則の税率は、同一万五千円)。

十、国民健康保険税について、課税限度額を二十八万円(現行二十七万円)とする等所要の措置を講ずること。

十一、日本国有鉄道の市町村納付金について、東北新幹線及び上越新幹線に係る償却資産のうち、法律で定めるものの算定標準額につき、新たに特例規定を設けるなど所要の措置を講ずること。

以上のほか、固定資産税、電気税、事業所税などに適用される非課税措置、課税標準の特例措置等について所要の整理合理化を行うほか、地方税負担の適正化等をはかると。

なお、施行期日は、娯楽施設利用税、電気税、軽油引取税の課税免除の改正は昭和五十八年六月一日から、料理飲食等消費税の改正は昭和五十九年一月一日から、その他の改正は昭和五十八年四月一日からである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、地方税負担の現状

等にかんがみ、個人住民税の所得割について、低所得者層に対し実施されている非課税措置を昭和五十八年度においても継続して行うこと、法人住民税の均等割、娯楽施設利用税、狩猟者登録税等の税率を引き上げ適正化すること、料理飲食等消費税について基礎控除額を引き上げること、自動車取得税及び軽油引取税に行われている税率等の特例措置を二年延長すること、東北新幹線及び上越新幹線の開業に伴い日本国有鉄道の市町村納付金について特例規定を設けることなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、個人住民税の減税、非課税規定の整理、地方道路税源の充実・合理化、市町村納付金の適正化等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本社会党及び日本共産党共同提出に係る修正案について、提案者を代表し志苦委員より修正趣旨の説明があった後、討論に入りましたところ、日本社会党を代表し上野委員より、日本共産党を代表して神谷委員より、それぞれ原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して松浦委員より原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して大川委員より、民社党・国民連合を代表して田淵委員より、それぞれ原案

及び修正案に反対する旨が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二三号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

二、二二 衆本会議趣旨説明

三、 四 参本会議趣旨説明

四、二八 衆修正

五、一三 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税法の一部改正

(一) 地方交付税の総額の特例

1 昭和五十八年度分の地方交付税の総額は、現行の

法定額（所得税、法人税、酒税の収入見込額の三十二パーセント及び精算分の減額等により七兆二千八百億円）に、昭和五十七年度特例措置により減額した額の繰上加算額千百三十五億円、臨時地方特例交付金二十億円及び借入金一兆八千九百五十八億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金に係る昭和五十八年度分の利子負担のうち、地方負担とされた三千四百四十六億円を減額した額とする。（以上の措置により、昭和五十八年度地方交付税の総額は八兆八千六百八十五億円となる。）

2 後年度の地方交付税の総額の確保に資するため、

昭和五十八年度借入金の償還に伴う措置として、借入純増加額のうち二千八十四億円についてはその十分の十に相当する額、それ以外の額についてはその二分の一に相当する額を昭和六十四年度から昭和七十三年度までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れる。

(二) 基準財政需要額の算定方法の改正

老人保健制度、特殊教育諸学校、下水道等に係る経

常経費及び地方債振替措置後の投資的経費の財源について所要の措置を講ずるとともに、昭和五十七年度において発行を許可された地方税減収補てん債及び地域財政特例対策債の元利償還金を基準財政需要額へ算入する。

(三) 基準財政収入額の算定方法の改正

交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入及び法人関係税等の基準税額の精算年限の延長等について所要の改正を行う。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

(一) 地方交付税の総額の特例に伴う改正

昭和五十八年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の借入金限度額を引き上げるとともに、昭和五十八年度における同勘定の借入金に係る臨時地方特例交付金の額を改正する。

(二) 交通安全対策特別交付金の交付に関する経理

交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行うこととし、これに伴い同特別会計を交付税及び譲与税配付金勘定と交通安全対策特別交付金勘定に区分する等の改正を

行う。

三、道路交通法の一部改正

交通安全対策特別交付金の用途を拡大し、同交付金を道路交通安全施設の管理に要する費用で政令で定めるものにも充てることができることとし、同交付金の額は、反則金収入相当額等から通告書送付費支出金相当額及び郵政取扱手数料相当額の合算額を控除した額とする。また、同交付金は毎年度九月と三月に分けて交付する等の改正を行う。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日について、政府原案の「昭和五十八年四月一日」を「公布の日」とすること等修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十八年度分の地方交付税の総額について特例措置を講じ、借入金の増額等により所要額を確保すること、当該借入金の償還に当たり、一般会計より臨時地方特例交付金を繰り入れるよう措置すること、地方債振替後の投資的経費、老人保健制度の実施等に伴う經常経費にかかる単位費用を改めること、

交通安全対策特別交付金を基準財政収入額に算入するとともにその用途を拡大し、交通安全施設の維持管理費に使用できるものとする事、交付税等の特別会計制度について関係規定を改正すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、歳出抑制基調における財源不足、借金依存体質の深刻化、交付税借入金利子の地方負担、税源配分の見直し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合共同提案による地方交付税率の引き上げ等を内容とする修正案について、志苦委員より趣旨説明が行われました。本修正案に対しては、自治大臣から、政府としては賛成いたしかねるとの意見が述べられました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員、公明党・国民会議を代表して大川委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して田淵委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して松浦委員より修正案に反対、

原案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）（衆議院送付）

五八、三、二二 内閣提出

五、一〇 衆本会議趣旨説明

五、一七 衆可決

五、二〇 参可決

要旨

本法律案は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとする等のほか、地方公務員定年制度の実施に伴い定年等による退職者に対し長期給付に係る特例措置を講じようとするもので、その内容は次のとお

りである。

第一 地方公務員共済組合連合会の設立等

一、地方公務員共済組合連合会の設立

- (1) すべての地方公務員共済組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を新たに設ける。ただし、当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合は除かれるものとする。(設定期日は、昭和五十九年四月一日。)

- (2) 地方職員共済組合連合会は、組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金の割合を定めること、長期給付積立金を管理すること等の事業を行う。

- (3) 地方公務員共済組合連合会に、運営審議会、理事長、理事及び監事を置く。

- (4) 長期給付の円滑な実施を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。組合は、これに充てるために、政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込み、地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づいて長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付する。

二、全国市町村職員共済組合連合会の設立

- (1) すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会(市町村連合会)を新たに設ける。(設定期日は昭和五十九年四月一日。これと同時に、現行の市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会は解散する。)

- (2) 市町村連合会は、構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理に関し構成組合の事務を指導すること、災害給付積立金を管理すること、福祉事業を行うこと等の事業を行う。

- (3) 当分の間、市町村連合会は、(2)の事業のほか、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業及び長期給付に係る事務の指導等の事業を行うことができるものとする。

第二 定年等による退職をした者に係る長期給付の特例等に関する事項

一、特例継続組合員制度の創設

定年等により退職し、退職年金等を受ける権利を有しない者で退職前の組合員期間が十年以上ある等の一定の要件に該当する者については、退職後も引き続き

長期給付に関する規定を適用される特例継続組合員となることができる。

二、退職年金等の特例

定年等で退職し、退職年金等を受ける権利をもたない者が、退職前の四十歳以上の組合員期間が十五年以上ある等の一定の要件に該当する場合、その者又はその遺族に対し特例退職年金等を支給する。

第三 施行期日

第一の措置は昭和五十九年四月一日から、第二の措置は昭和六十年三月三十一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、地方公務員共済組合の長期給付に関し、その業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けること、連合会の事業として、組合員の掛金率の決定、長期給付積立金の管理、各組合において不足する長期給付資金の交付等を行わせること、地方公務員の定年制の実施に伴い、定年等による退職者のうち、何らの年金を受ける権利を有しない者に対して長期給付の特例措置を講ずること等を主な

内容とするものであります。

委員会におきましては、年金財政の見通し、公的年金の改革のあり方、連合会の組織及び運営などの問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、反対討論があり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、判事の員数を七人増加し千三百二十六人に改める。

二、この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を七人増加しようとするものであ

ります。

委員会におきましては、政府の定員削減計画に対する裁判所の姿勢と実績、裁判官の増員計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。

建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五八、 三、一八 内閣提出

四、二六 衆可決

五、一三 参可決

要旨

本法律案は、最近における中高層共同住宅の増加及び大型化に伴って生じているその敷地の登記及び建物等の共同管理に関する諸問題に対処するため、次の二法を改正するものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、建物の区分所有等に関する法律の一部改正

1 専有部分と敷地利用権の一体性

敷地利用権が数人の共有に属するときは、区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができないものとする。

2 規約の設定、変更又は廃止及び共用部分の変更の要件の緩和

規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議（特別多数決議）によつてするものとする。

共用部分の変更についても、同様とすること。

3 区分所有者の団体及び管理組合法人

区分所有者は、全員で、区分所有建物及びその敷地等の管理を行うための団体を構成するものとし、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができるものとする。また、区分所有者の数が三十人以上であるときは、その団体は、法人とすることができるものとする。

4 義務違反行為者に対する措置

区分所有者が共同の利益に反する行為をした場合には、集会の特別多数決議に基づき、訴えをもつて、その者の専有部分の使用の禁止又はその区分所有権の競売を請求することができるものとする。

5 建替え

老朽化等により区分所有建物の建替えを相当とするに至つたときは、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数による集会の決議に基づき、建替えを実現することができることをするための措置を講ずること。

二、不動産登記法の一部改正

専有部分と敷地利用権とを分離して処分することができる場合には、専有部分の登記用紙に敷地利用権の表示を登記することとした上で、専有部分及び敷地利用権についてされた処分に関する登記は、この登記用紙にすれば足りるものとする。等登記手続に所要の改正を行うこと。

三、施行期日等

1 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行するものとする。

2 専有部分と敷地利用権の一体性に関する規定は、本法施行の際現に存する専有部分及び敷地利用権について

ては、新法施行後五年を超えない範囲内で政令で定める日から適用するが、法務大臣は、その日前に、一棟の建物ごとに、その適用を開始すべき日を指定することができるとし、その指定があつた建物の専有部分及び敷地利用権については、その日から適用するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における区分所有建物に関する管理及び登記等の実情にかんがみ、区分所有建物に関する管理の充実及び登記の合理化を図るため、二法律を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず、建物の区分所有等に関する法律につきましては、第一に専有部分と敷地利用権とは原則として分離して処分することができないものとする、第二に共用部分の変更及び規約の設定、変更または廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議によつてすること、第三に区分所有者は、全員で、区分所有建物等の

管理を行うための団体を構成するものとし、区分所有者の数が三十人以上であるときは、その団体は法人となることのできる、第四に区分所有者が共同の利益に反する行為をした場合にその者の専有部分の使用禁止または区分所有権の競売を請求できること等義務違反行為者に対する措置を定めること、第五に建物の老朽化等により建てかえを相当とするに至ったときは、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数による集会の決議に基づき、建てかえを実現することができるものとするための措置を講ずることであり、

次に、不動産登記法につきましては、専有部分と敷地利用権とを分離して処分することができない場合には、専有部分の登記用紙に敷地利用権の表示を登記することとした上で、専有部分及び敷地利用権についてされた処分に関する登記は、この登記用紙にすれば足りるものとする、登記手続に所要の改正を行うこととあります。

委員会におきましては、専有部分と敷地利用権の一体性の趣旨と登記手続の改正、区分所有者の団体の構成、管理者の地位と権限、管理組合の法人化の利点と要件、義務違反行為者に対する措置、建てかえ決議反対者の保護等につ

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、安武委員より、建てかえの決議の要件を改める等の修正案が提出されました。

原案及び修正案について別に討論もなく、次いで修正案

及び原案についてそれぞれ採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、原案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○外務委員会

条約（一二三件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
1	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件		五八、二二六	五八、三二五 受領	付託 委員会議決 五八、二二六 承認 五八、四一九 承認 五八、四二〇	付託 委員会議決 五八、二二六 承認 五八、三二五 承認 五八、三二五	
2	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のため日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めるの件		二二六	受領 三、二五	(予) 承認 二二六 承認 四一九 承認 四二〇	承認 二二六 承認 三、二五 承認 三、二五	
3	千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件	先議	二二六	送付 四二〇	承認 二二六 承認 四一九 承認 四二〇	(予) 承認 二二六 承認 五、一三 承認 五、一七	

番号	件名	提出	提出月日	送付	送付月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
4	千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めの件	先議	五八、二二八	送付	五八、四二〇	五八、二二八	付託 委員会議決 本院議決	付託 委員会議決 本院議決	
5	千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めの件	先議	二二六	送付	四二〇	二二六	承認 委員会議決 本院議決	(予)承認 委員会議決 本院議決	
6	千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めの件	先議	二二六	送付	四二〇	二二六	承認 委員会議決 本院議決	(予)承認 委員会議決 本院議決	
7	千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めの件		三二八	受領	四一五	(予)三二八	承認 委員会議決 本院議決	承認 委員会議決 本院議決	
8	商船における最低基準に関する条約(第四百四十七号)の締結について承認を求めの件		三二八	受領	四一五	(予)三二八	承認 委員会議決 本院議決	承認 委員会議決 本院議決	
9	領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めの件	先議	三二八	送付	四二〇	三二八	承認 委員会議決 本院議決	(予)承認 委員会議決 本院議決	

内閣提出法律案（二件）

2	番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
		在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		五八、二、一	五八、三、二五	（予）可決	（予）可決	

13	12	11	10
北西太平洋における千九百八十三年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件	宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めめるの件	宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めめるの件	宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めめるの件
四、二六	三、二九	三、二九	三、二九
受領 四、二六	受領 四、二六	受領 四、二六	受領 四、二六
（予）承認 四、二六	（予）承認 五、二三	（予）承認 五、二三	（予）承認 五、二三
承認 四、二七	承認 五、二三	承認 五、二三	承認 五、二三
四、二六	三、二九	三、二九	三、二九
承認 四、二六	承認 四、二七	承認 四、二七	承認 四、二七
承認 四、二六	承認 四、二六	承認 四、二六	承認 四、二六

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めの件（閣条第一号）（衆議院送付）

五八、 二、二八 内閣提出

三、二五 衆承認

四、二〇 参承認

要旨

我が国とスウェーデンとの間には一九五六年（昭和三十一年）に署名され、一九六四年（昭和三十九年）に修正補足された租税条約があるが、スウェーデン側から対象税目について一部改正の提案があつたのを機に、OECDモデル条約等を踏まえて同条約を全面的に改正することとし、交渉が行われた結果、本年一月二十一日ストックホルムにおいてこの条約の署名が行われたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰属する所得に対してのみ、相手国で課税される。

二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。

三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率が制限される。

四、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活動による所得については、相手国の租税が免除される。

五、短期滞在者、学生、事業修得者等の所得については、原則として滞在地国の租税が免除される。

六、二重課税の排除の方法は、我が国においては、外国税額控除方式とし、スウェーデンにおいては、事業所得及び自由職業所得については外国所得免除方式、それ以外の所得については外国税額控除方式とする。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めめるの件（閣条第二号）（衆議院送付）

五八、 二、二八 内閣提出

三、二五 衆承認

四、二〇 参承認

要旨

我が国とドイツ連邦共和国との間には、一九六六年（昭和四十一年）に署名され、一九七九年（昭和五十四年）の議定書により修正補足された租税協定があるが、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料に関し両国の課税上の取扱いに不均衡が生じた。このため、かかる状況を改善すべく交渉が行われた結果、本年二月十七日ボンにおいてこの修正補足第二議定書の署名が行われたものであつて、主な内容は、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料について源泉地国課税を相互に免除するというものである。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めめるの件の委員長報告参照

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めめるの件（閣条第三号）（先議）

五八、 二、二八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

コーヒーの国際価格の変動を防止し、需給の均衡を図ることを目的とする最初のコーヒー協定は一九六二年（昭和三十七年）に作成され、その後一九六八年の協定を経て「一九七六年の国際コーヒー協定」に引き継がれ、更にこの協定の有効期間を本年九月三十日まで一年間延長する措置がとられた。

今回の協定は、延長された一九七六年の協定に代わるものとして、昨年九月十六日に、ロンドンで開催された国際

コーヒー理事会で採択されたものであつて、国際コーヒー機関の存続、輸出割当制度等大綱において一九七六年の協定の規定を踏襲しているが、同協定との主な相違点は次のとおりである。

一、基本輸出割当では、一九七六年の協定では過去の一定期間における輸出実績を基礎として算定することとしていたが、この協定では算定の基準を明示せず、単に理事会が決定することとした。

二、加盟小輸出国の輸出割当てについて、一九七六年の協定では当初の年間輸出割当ての設定後一定の割合で増加することとしていたが、この協定では割当て増加は行わず、全体で総輸出割当ての一定の割合とした。

三、加盟輸出国によつて一定期間内に申告されなかつた輸出割当ての不使用分は、翌コーヒー年度の輸出割当てに加算され、申告を行わなかつた国以外の加盟輸出国の間で配分することとなつた。

四、消費振興基金を、加盟輸入国に加え加盟輸出国の国内消費振興についても使用できることとし、消費振興活動に対する基金による負担限度額等の制限を取り除いた。

五、消費振興基金及び特別基金に対する加盟輸出国の抛出

金の延滞について制裁規定を設けた。

委員長報告

ただいま議題となりました条約七件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、一九八三年の国際コーヒー協定は、現行の国際コーヒー協定にかわるものでありまして、輸出割り当ての実施によつて世界のコーヒーの価格の安定と需給の均衡を図ることを目的とするものであります。

次に、一九八二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定は、研究開発等の事業の実施を通じてジュート及びジュート製品輸出国の輸出収入の安定を図ることを目的とするものであります。

次に、一九七一年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書は、この協定を構成する二つの規約、すなわち小麦の市況に関する情報交換等について定める一九七一年の小麦貿易規約と、開発途上国に対する食糧援助について定める一九八〇年の食糧援助規約が本年六月末に失効いたしますので、その有効期間をそれぞれ三年間延長することを定めたものであります。

次に、国際博覧会条約の改正は、フランスが一九八九年に開催を希望している革命二百年記念万国博覧会と、米国及びスペインが一九九二年に希望しているコロンブス新大陸発見五百年記念万国博覧会の双方の開催を可能にするため、国際博覧会の開催間隔を例外的に短縮できることとするものであります。

次に、領事関係に関するウィーン条約は、領事上の特権免除その他領事関係全般に関する国際法の規則の明確化と統一化を図るものであり、また、選択議定書は、この条約の解釈または適用から生ずる紛争の義務的解決について定めたものであります。

次に、スウェーデンとの租税条約は、現行条約を、最近の条約例を踏まえて全面的に改正しようとするものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、国際運輸所得に対する相互免税、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減等を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定しております。

最後に、ドイツ連邦共和国との租税協定の修正補足第二議定書は、国際運輸に使用されるコンテナ等のリース料に関する源泉地国課税を相互に免除するため、現行協定に所

要の修正補足を行うものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十九日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、一九八三年の国際コーヒー協定、一九八二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定、国際博覧会条約の改正及び領事関係に関するウィーン条約及び選択議定書の四件はいずれも全会一致をもって、また、一九七一年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書、スウェーデンとの租税条約及びドイツ連邦共和国との租税協定の修正補足第二議定書の三件はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）（先議）

五八、二、二八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

一九七六年（昭和五十一年）に開催された第四回国連貿易開発会議（UNCTAD）において、一次産品の価格の安定を目的とした一次産品総合計画が採択され、その対象となる十八品目の一つにジュート及びジュート製品が含まれた。その後、同計画の下で、ジュート及びジュート製品の特性に応じた商品協定を作成するための交渉が行われた結果、昨年十月にジュネーブで開催された国連ジュート及びジュート製品会議において、この協定が採択されるに至つたものであり、主な内容は次のとおりである。

一、ジュート及びジュート製品について国際競争力の強化、市場の維持発展及び生産・品質の向上を図り、もつて輸出の輸出収入の安定と輸入国への安定供給を確保するとの目的を達成するため、ジュート及びジュート製品の「研究及び開発」、「市場の拡充」及び「費用の削減」に関する事業を実施する。

二、この協定の運用のために国際ジュート機関を設立する。機関の最高機関は全加盟国で構成する国際ジュート理事会とし、その下に事業委員会及び事務局を置く。

三、国際ジュート機関に、運営勘定と特別勘定とを置く。

運営勘定は協定の運用に要する費用を支弁し、加盟国の分担金によつて賄われる。特別勘定は「研究及び開発」等に関する事業に係る費用を負担し、その財源は一次産品のための共通基金の第二勘定、国際（地域）金融機関及び任意拠出とする。

四、国際ジュート理事会は、ジュート及びジュート製品の価格及び供給の安定化問題について、引き続き解決策を検討する。

なお、この協定は、従来の商品協定が緩衝在庫や輸出統制等による価格安定制度を規定しているのに対し、UNCTADの一次産品総合計画において「その他の措置」と呼ばれる「研究及び開発」等の開発措置を中心に構成された最初の商品協定である。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めの件（閣条第五号）（先議）

五八、二、二八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

「一九七一年の国際小麦協定」は、「一九七一年の小麦貿易規約」と「一九八〇年の食糧援助規約」から成るが、このうち小麦貿易規約は、価格の安定と需給の均衡を図るためのいわゆる経済条項を欠いているため、これを含む新規約について検討が続けられてきたが、いまだ合意を見るに至っていない。このため昨年十二月にロンドンで開催された政府間会議において、本年六月三十日に満了する両規約の有効期間をそれぞれ一九八六年（昭和六十一年）六月三十日まで三年間延長すべく、これらの議定書が採択されたものである。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めの件（閣条第六号）（先議）

五八、二、二八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

国際博覧会条約は、国を異にして開催される二つの一般博覧会の間には、最低七年間の間隔を置くこととしている。しかるに、フランスは一九八九年（昭和六十四年）にフランス革命二百年記念パリ万国博覧会を、米国とスペインは

一九九二年（昭和六十七年）にコロンブス新大陸発見五百年記念シカゴ・セヴィリア万国博覧会をそれぞれ開催すべく博覧会国際事務局に申請している。同事務局の総会はこれらの博覧会の競合問題について検討した結果、両博覧会とも歴史的事実に由来する国家的記念事業であるため、そのいずれかの開催年を変更することは不相当であるとの結論を得、例外的な場合には、一般博覧会の開催間隔を短縮できることとする本件改正を昨年六月に採択したものである。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるとの件（閣条第七号）（衆議院送付）

五八、 三、 一八 内閣提出

四、 一五 衆承認

四、 二七 参承認

要旨

この議定書は、船舶による海洋汚染の防止及び規制の増進を図ることを目的として一九七八年（昭和五十二年）二月にロンドンで作成されたものであり、現在効力発生に至っていない「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約」（以下「一九七三年条約」という。）を所要の修正及び追加をした上で実施することを定めている。この議定書及び一九七三年条約の主な内容を一体として掲げると、次のとおりである。

一、この議定書は、締結国を旗国とする船舶及び締結国を旗国としない船舶のうち締結国の権限の下で運転されているもの（海底資源開発用のプラットフォーム）に適用するが、軍艦、国所有の非商業的業務に従事する船舶等には適用しない。

二、規制の対象となる油の範囲を原油、重油、精製油その他のあらゆる形態の石油とするとともに、ばら積みの有害液体物質、容器等に収納されて運送される有害物質、船舶から出る汚水及び廃物も規制対象に含め、それらの

排出、処分等の条件を定める。

三、船舶が油タンカーや化学薬品タンカーであるかないか及び新船であるか現存船であるか並びに船舶の大きさに応じて、構造及び設備に関する規制要件を定める。

四、規制の対象となる船舶は、その構造及び設備等に関して主管庁の検査を受けることを義務づけられ、検査の完了後、主管庁によつて国際油汚染防止証書等が発給される。

五、締約国は、排出が規制される油、有害液体物質等について、自国の港等に受入施設が設けられることを確保する。

六、この議定書の違反は、旗国主義及び沿岸国主義に基づいて処罰される。また、締約国は、非締約国の船舶にも必要な場合にはこの議定書を準用する。

七、附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質に関する規則）は、その技術的問題が十分に解決されるまで最低三年間締約国を拘束しないこととする。

なお、一九七三年条約の附属書Ⅰ（油に関する規則）については、国際海事機関海洋環境保護委員会が同委員会の作成した改正案の実施を勧告しており、また、同条約附属

書Ⅱについては同委員会がその改正案を作成し附属書Ⅰについてと同様の勧告をすることが予定されていることにかんがみ、我が国としては、その勧告するところによりこれらの附属書を実施することとし、所要の留保を付することとしている。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、一九七三年の海洋汚染防止条約に関する一九七八年の議定書は、船舶による海洋汚染の防止及び規制の増進を図るため、現在未発効の一九七三年の海洋汚染防止条約を所要の修正及び追加をした上で実施することを定めたものであります。

なお、わが国は、油汚染の防止のための規則等一部の規則を国際海事機関の委員会の改正勧告に従って実施するため、所要の留保を付することとしております。

次に、商船における最低基準に関する条約は、商船における乗組員の安全、社会保障、居住施設等に関する国際的な最低基準を定めることにより船舶の安全を確保し、乗組

員の労働条件の改善を図ることを目的とするものであります。

最後に、北西太平洋における一九八三年の日本国のさけ・ますの漁獲に関する議定書は、日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のサケ・マスの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、違反に対する取り締まりの手續等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年の漁獲量は、昨年と同様、四万二千五百トンとなっております。

委員会におきましては、北洋サケ・マス漁業の長期安定化の問題、放射性廃棄物等による海洋汚染の問題、基準未達の外国船が入港した場合の措置等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるとの件（閣条第八号）（衆議院送付）

五八、三、一八 内閣提出

四、一五 衆承認

四、二七 参承認

要旨

この条約は、商船における乗組員の安全、社会保障、居住施設等に関する国際的な最低基準を定めることにより船舶の安全を確保するとともに乗組員の労働条件の改善を図ることを目的として、一九七六年（昭和五十一年）の国際労働機関（ILO）第六十二回総会で採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、自国に登録される船舶に関し、人命の安全を確保するための安全基準、適当な社会保障措置、居住施設等につき法令を制定しなければならない。

二、締約国は、附属書に掲げられたILO条約の中に未締結条約がある場合には、右の法令が当該未締結条約又はその特定の条と実質的に同等であることを確認しなければ

ばならない。

三、締約国は、自国の船舶への船員の雇入れ及び雇入れに関連する苦情の調査等に関する適切な手続を確保し、また、外国船舶への船員の雇入れに関連して申し立てられた苦情を船舶登録国及びILO事務局長に通知しなければならぬ。

四、締約国は、自国に登録された船舶に雇入れられる船員が適当な資格を有し又は適切な訓練を受けていることを確保しなければならない。

五、締約国は、自国の港に寄港した船舶がこの条約の基準に適合していないことにつき苦情を受け又は証拠を得たときは、当該船舶の登録国の政府及びILO事務局長に報告書を送付することができ、また、安全又は健康に於て明らかに危険な船内の条件を是正するために必要な措置をとることができる。

委員長報告

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

領事関係に関するウィーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるとの件（閣条第九号）
（先議）

五八、三、一八 内閣提出

四、二〇 参承認

五、一七 衆承認

要旨

この条約は、従来主として国際慣習法により規律されてきた領事上の特権及び免除その他領事関係全般に関し、国際法の規則の明確化及び統一化を図ることを目的として、一九六三年（昭和三十八年）にウィーンで開催された全権代表会議で選択議定書とともに採択されたものである。

我が国は、この条約の定める特権及び免除には従来国際慣習法によるものに比し過大なものが含まれていることもあり、各国の動向を見守ってきたが、すでにこの条約は国際社会に広く受け入れられるに至つたため、我が国と諸外国との領事関係の一層円滑な処理を図る見地からこの条約加入しようとするものである。条約及び選択議定書の主な

内容は次のとおりである。

一、条約

1 国間の領事関係の開設は、相互の同意によつて行い、領事機関は、接受国の同意がある場合にのみ設置することができる。

2 領事任務は、接受国において派遣国及びその国民の利益を保護すること等とする。

3 領事機関の長は、派遣国によつて任命されるが、任務の遂行には、接受国の承認が必要である。

4 派遣国は、領事機関の職員を自由に任命することができるが、接受国は、領事官がペルソナ・ノン・グラータ(好ましからざる人物)であること等を派遣国に通告することができるが、派遣国は、その通告を受けた場合には、状況に応じ、その者を召還する等の措置をとる。

5 領事機関の公館は、一定の限度において不可侵とされる。接受国の当局は、領事機関の長等の同意がある場合を除いては、公館のうち領事機関の活動の専用部分に立ち入つてはならない。ただし、火災等の災害の場合には、その同意があつたものとみなす。

6 領事機関の公館及び領事機関の長の住居は、すべて

の賦課金及び租税を免除される。

7 領事機関の公文書及び書類並びに公用通信は、不可侵とされる。

8 領事官は、重大な犯罪の場合で権限のある司法当局の決定があつたときを除き、抑留又は拘禁されず、また、領事官等は、領事任務の遂行に当たつて行つた行為に関し、原則として接受国の裁判権に服さない。

9 領事官等は、接受国の社会保障に関する規定の適用を免除され、また、原則としてすべての賦課金及び租税を免除される。

10 名譽領事官及び名譽領事官を長とする領事機関に対しては、本務領事官の場合に比すれば制限的なものではあるが、一定の特権及び免除が付与される。

11 この条約は、二国間領事条約等の他の国際取極に影響を及ぼすものではない。

二、選択議定書

この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、一定期間内に仲裁裁判所に付託すること又は調停手続をとることにつき合意しない限り、国際司法裁判所の義務的管轄に付託する。

委員長報告

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めの件

(閣条第一〇号)(衆議院送付)

五八、 三、二九 内閣提出

四、二八 衆承認

五、一三 参承認

要旨

この協定は、宇宙活動に関する基本的な条約である「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(宇宙条約)のうち、宇宙飛行士の救助及び送還に関する問題を一層具体化するため一九六八年(昭和四十二年)四月に作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、宇宙船の乗員が事故に遭遇した等の情報を

入手し又はその事実を知つた場合には、直ちに、その旨を打上げ機関(打上げについて責任を有する国又は国際的な政府間機関)及び国連事務総長に通報する。

二、締約国は、宇宙船の乗員が事故等により自国の管轄下にある領域に着陸した場合には、直ちに、救助のためにすべての可能な措置をとり、また、すべての必要な援助を与える。打上げ機関は、搜索救助活動の効果的な実施のために協力する。

三、締約国は、宇宙船の乗員が公海又はいずれの国の管轄下にもない地域に着陸した旨の情報を入手し又はその事実を知つた場合には、搜索救助活動にできる限り援助を与える。

四、締約国は、事故等により着陸した宇宙船の乗員を安全かつ迅速に打上げ機関に引き渡す。

五、締約国は、宇宙物体が降下した旨の情報を入手し又はその事実を知つた場合には、その旨を打上げ機関及び国連事務総長に通報する。

六、締約国は、自国の管轄下にある領域で発見された宇宙物体については、打上げ機関の要請に応じて回収のため実行可能な措置をとり、また、これを打上げ機関に引き

渡す。その場合、回収及び返還に要した費用は、打上げ機関が負担する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの条約は、いずれも宇宙活動に関する基本的な条約であるいわゆる宇宙条約の内容を一層具体化したものでありまして、まず、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙物体の返還に関する協定は、宇宙飛行士が事故等により着陸した場合の宇宙飛行士の救助と打上げ国への送還、宇宙物体の回収と打上げ国への返還等について定めたものであります。

次に、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約は、宇宙物体によって引き起こされる損害について、打上げ国の責任、損害賠償請求の手續、賠償額算定の基準等を定めたものであります。

最後に、宇宙物体の登録に関する条約は、打上げた宇宙物体についての国内登録制度の実施と国連事務総長への情報の提供、宇宙物体の識別に関する国際協力等について

定めたものであります。

委員会におきましては、わが国の宇宙開発の基本姿勢と国内の開発体制、条約加入に伴う立法措置、原子力衛星の規制、宇宙軍縮等の諸問題につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十二日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号)
(衆議院送付)

五八、三、二九 内閣提出

四、二八 衆承認

五、一三 参承認

要旨

この条約は、宇宙活動に関する基本的な条約である「月

その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）のうち、宇宙物体により引き起こされる損害の賠償に関する問題を一層具体化するために一九七二年（昭和四十七年）三月に作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、打上げ国（宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる国及びその領域又は施設から宇宙物体が打ち上げられる国）は、自国の宇宙物体が地表において引き起こした損害及び飛行中の航空機に与えた損害の賠償につき無過失責任を負う。

二、打上げ国は、宇宙物体の衝突により地表以外の場所において引き起こした損害の賠償につき過失責任を負う。

三、宇宙物体の衝突により二次的に引き起こされた第三者に対する損害については、衝突の双方の当事国が連帯して賠償の責任を負うこととし、この場合、地表における損害及び飛行中の航空機に与えた損害については無過失責任を、また、地表以外の場所で引き起こした損害については過失責任を負う。

四、宇宙物体を共同して打ち上げる国は、引き起こされるいかなる損害についても連帯して責任を負う。

五、損害賠償の請求国側に重大な過失等があつたことを打上げ国が証明した場合には、その限度において無過失責任は免除される。

六、損害賠償の請求は、外交上の経路を通じ、原則として損害発生の日又は損害につき責任を有する打上げ国を確認した日から一年以内に限り行うことができる。

七、賠償額は、原状を回復させる補償が行われるよう、国際法並びに正義及び衡平の原則に従つて決定される。

八、請求についての解決が外交交渉により得られない場合には、いずれか一方の当事国の要請により、請求委員会が設置される。

九、請求委員会は、損害賠償請求の当否及び賠償額を決定する。

十、請求委員会の決定は、当事国が合意している場合には、最終的かつ拘束力のあるものとする。当事国が合意していない場合には、委員会は最終的で勧告的な裁定を示す。決定又は裁定は、原則として委員会設置の日から一年以内に行う。

委員長報告

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めめるの件の委員長報告参照

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第一二二号）（衆議院送付）

五八、 三、二九 内閣提出

四、二八 衆承認

五、一三 参承認

要旨

この条約は、宇宙活動に関する基本的な条約である「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）」のうち、宇宙物体の登録に関する問題を一層具体化するために一九七五年（昭和五十年）一月に作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、 打上げ国（宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる国）及びその領域又は施設から宇宙物体が打ち上げられる国

は、宇宙物体を地球軌道又は地球軌道の外に打ち上げたときは、国内登録簿に登録し、国連事務総長に登録簿の設置を通報する。共同打上げの場合は、共同打上げ国が一つの登録国を決定する。

二、登録国は、登録した宇宙物体に関し、できる限り速やかに打上げ国の国名、宇宙物体の標識又は登録番号、打上げの行われた日及び場所、宇宙物体の基本的な軌道要素及び一般的機能についての情報を国連事務総長に提供する。

三、国連事務総長は、提供される情報を記録する登録簿を保管する。これらの情報はすべて公開される。

四、宇宙物体に標識又は登録番号が表示されている場合には、登録国はその旨を国連事務総長に通知する。

五、締約国が自国に損害を与えた宇宙物体を識別することができない場合には、他の締約国は、損害を被つた国の要請に応じ、公平かつ合理的な条件で、実行可能な最大限度において識別に協力する。

委員長報告

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げら

れた物体の返還に関する協定の締結について承認を求め
るの件の委員長報告参照

北西太平洋における千九百八十三年の日本国のさけ・ますの
漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求
めるの件（閣条第一三三号）（衆議院送付）

五八、 四、二六 内閣提出

四、二六 衆承認

四、二七 参承認

要旨

この議定書は、一九七八年（昭和五十二年）に締結された
日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水
域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲
の手續及び条件を定めるため交渉が行われた結果、去る四
月二十二日に署名されたものであつて、主な内容は次のと
おりである。

一、ソ連の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の
我が国のさけ・ます漁獲量は、昨年と同様四万二千五百

トンとし、漁期、禁漁区、漁具等についての規定に従つ
て漁獲を行う。

二、漁船又は乗組員がこの議定書の規定に違反した場合に
は、相手国の公務員はそれらを拿捕又は逮捕できる。そ
の場合、相手国は、漁船又は乗組員をその所属国にでき
る限り速やかに引き渡さなければならない。裁判管轄権
は漁船の所属国のみが有する。

三、この議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有する。

委員長報告

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条
約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を
求めるの件の委員長報告参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務
員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）
（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

三、二五 衆可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、カリブ海にあるアンティグア・バーブーダと中米のベリーズにそれぞれ兼轄の大使館を設置する。
- 二、サウディ・アラビアのジェッダに総領事館を設置する。
- 三、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、在サウディ・アラビア日本国大使館の所在地をジッダからリアドに変更する。
- 五、在シンバブエ日本国大使館の所在地名をソールズベリからハラレに変更する。
- 六、最近の為替相場の変動等にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する（改定率は平均一〇・八％となっている）。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告い

たします。

この法律案は、カリブ海にあるアンティグア・バーブーダと中米のベリーズにそれぞれ兼轄の大使館を設置すること、サウジアラビアのジェッダに総領事館を設置すること、最近の為替相場の変動等にかんがみ、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、外務省の情報収集機能及び広報文化活動の強化、在外勤務の環境整備、在勤基本手当の改定率等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨三十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○大蔵委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 付託 議決	衆議院 付託 議決	備考
38	電源開発促進税法の一部を改正する法律案		三、三	受領 四、一六	(予)三 可決 五、二三	可決 五、二三	
37	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案		三、三	受領 四、一六	五、九 可決 五、一二	可決 五、一二	
36	関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案		三、三	受領 三、二四	(予)三、九 可決 三、三〇	可決 三、三三	
32	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案		二、一八	受領 三、二四	(予)三、一八 可決 三、三〇	可決 三、三三	
13	製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案		二、四	受領 三、二四	(予)三、一八 可決 三、三〇	可決 三、三三	
12	租税特別措置法の一部を改正する法律案		二、四	受領 三、二四	(予)三、一八 可決 三、三〇	可決 三、三三	本会議で 三、一八 趣旨説明 聴取
11	造幣局特別会計法の一部を改正する法律案		二、四	受領 三、一八	(予)三、一八 可決 三、二三	可決 三、二三	
1	昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案		五、一、三	受領 五、四、一六	(予)五、三、一八 可決 五、五、二三	可決 五、五、二三	五、三、一八 本会議で 趣旨説明 聴取

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 委員会 託 議決 議決 議決 議決	衆議院 委員会 託 議決 議決 議決 議決	備考
1	昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (五、二、八)	五、二、八	五、二、八	五、二、八 (予) 可決 可決	五、二、八 可決	
第九十六回国会 31	貸金業の規制等に関する法律案	大原一三君 (五、七、八、三)	(送付) 五、四、二〇	五、七、八、五	五、七、八、七 修正 修正	五、四、二〇 可決 可決	
第九十六回国会 32	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	大原一三君 (五、八、三)	(送付) 四、二〇	八、五	八、一七 修正 修正	四、二〇 可決 可決	

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための
特別措置に関する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

五八、一、二二 内閣提出

三、三 衆本会議趣旨説明

三、一八 参本会議趣旨説明
四、二八 衆修正
五、一三 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十八年度における財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行並びに国債費定率繰入れ等の停止及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れその他の歳入の増加を図るための特別措置を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

- (一) 予算をもつて国会の議決を経た金額（六兆九千八百億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (二) 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和五十九年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和五十八年度所属の歳入とする。
- (三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。
- (四) 特例公債については、借換債の発行は行わない。

二、国債費定率繰入れ等の停止

昭和五十八年度における国債償還財源の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の

百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わない。（本措置による繰入れ停止の金額は約一兆三千九百七十三億円である。）

三、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れ

- (一) 昭和五十八年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から二千五百億円、保障勘定から六十億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。
- (二) (一)の繰入金は、後日、それぞれの繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計の両勘定に繰り入れなければならない。

四、あへん特別会計からの繰入れ

昭和五十八年度において、あへん特別会計から、十三億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

五、造幣局特別会計からの繰入れ

昭和五十八年度において、造幣局特別会計から、四億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

六、日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付の特例

日本電信電話公社は、臨時国庫納付金額のうち、昭和五十八年度に係る金額のほか、昭和五十九事業年度に係る金額(千二百億円)についても、昭和五十八事業年度末までに国庫に納付しなければならない。

七、日本中央競馬会の特別納付金の納付

日本中央競馬会は、昭和五十八事業年度については、既定の国庫納付金のほか、剰余金を基準とする国庫納付金が五百億円に満たない場合は、その差額相当の金額(約三百億円が見込まれている。)を、特別納付金として納付しなければならない。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和五十八年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について申し上げます。本法律案は、昭和五十八年度における国の財政収支が著

しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する措置及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰り入れ等の特別措置を定めようとするものであります。

なお、本法律案による昭和五十八年度の財源調達見込み額は、八兆七千八百五十億円であります。

委員会におきましては、財政再建に対する政府の基本的考え方、五十九年度予算編成の基本方針、今後における減債基金制度のあり方、収支均衡化のための税外収入増収策の可否、所得税減税の必要性和実施のための財源確保策等の質疑が行われ、さらに参考人として、草場全国銀行協会連合会会長、植谷日本証券業協会会長、水野名古屋大学教授より意見聴取を行いました。その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して赤桐操委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より賛成、公明党・国民会議を代

表して塩出啓典委員より反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より反対、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より反対する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、財政再建に対する具体的方策に関する考え方を明らかにすること等の附帯決議を付しております。

次に、電源開発促進税法改正案以下二法律案について申し上げます。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案は、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てるため、電源開発促進税の税率、千キロワット時につき現行の三百円を四百四十五円に引き上げようとするものであります。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れについて、老齢福祉年金及び拠出制国民年金の受給者数の推移等から、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰り入れの平準化

を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの間における同特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰り入れの特例に関する措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括して質疑を行い、電源開発促進税の性格と税収の使途、原子力発電所設置促進のための環境整備のあり方、今後の公的年金財政に対する政府の対応策、年金積立金の自主運用の可否等の質疑が行われましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)
(衆議院送付)

五八、 二、 四 内閣提出

三、 八 衆可決

三、 一三三 参可決

要旨

本法律案は、現下の厳しい財政事情及び補助貨幣の引換え又は回収の状況等にかんがみ、補助貨幣回収準備資金から一般会計の歳入への繰入れ等について、次のように改めようとするものである。

一、毎会計年度末における補助貨幣回収準備資金の額が、補助貨幣の引換え又は回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を一般会計の歳入に繰り入れる。

二、一の措置に伴い、一時借入金の規定を設ける等所要の規定の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和五十八年度一般会計分の歳入への繰入れ見込額は、一兆千六十三億九千三百万円である。

委員長報告

ただいま議題となりました造幣局特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の厳しい財政事情及び補助貨幣の引き

かえまたは回収の状況等にかんがみ、補助貨幣回収準備資金から一般会計の歳入への繰り入れについて、毎会計年度末における準備資金の額のうち補助貨幣の発行現在額を超える額に相当する金額とされている繰り入れを、当該年度末における準備資金の額のうち補助貨幣の引きかえまたは回収その他造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額を超える額に相当する金額とする繰り入れに改めるほか、準備資金補足のための一時借入金の規定を設ける等の所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、減税財源としての準備資金の取り崩し要求に反して一般歳入として使用することについての問題点、税外収入確保のための準備資金の取り崩しによる財政投融资資金への圧迫など財政体質悪化の可能性、補助貨幣増発に関する歯どめの必要性とインフレーション発生への危惧等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）（衆議院送付）

五八、 二、 四 内閣提出

二、 一八 衆本会議趣旨説明

三、 一八 参本会議趣旨説明

三、 二四 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、租税特別措置法の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、既存の租税特別措置の整理合理化

価格変動準備金制度の廃止年度の繰上げ、株式売買損失準備金等の積立率及び航空機の特別償却割合等の引下げ、重要複合機械装置の特別償却制度の廃止等、企業関係の特別措置を整理合理化する。また登録免許税の税率軽減措置についても整理合理化を行う。

二、住宅取得控除制度の改正

住宅融資の償還金等に係る住宅取得控除の控除率を七パーセントから十八パーセントに、控除限度額を五万円から十五万円に引上げ、定額控除は廃止する。

三、中小企業の設備投資促進のための措置

中小企業者等の機械の特別償却制度について、二年限りの措置として、その対象となる機械及び装置の取得価額の合計額のうち、過去五年間の平均投資額を超える部分に対し、百分の三十の特別償却を認める。

四、特定基礎素材産業の構造改善に資するための措置

原料の節減等構造改善に資する特定の設備・建物等について特別償却を認めるほか、事業提携に伴う現物出資により取得した株式の圧縮記帳の特例、過剰設備の廃棄により生ずる除去損に係る欠損金の繰越期間の特例、営業譲渡等に係る登記に対する登録免許税の税率軽減等の特例を設ける。

五、自動車関係諸税の改正

揮発油税、地方道路税、自動車重量税の各税率についての特例措置の適用期限を二年延長することとし、自動車重量税について、自動車検査証の有効期間が三年とさ

れる自動車に対する税率を設ける。

六、少額貯蓄等利用者カード制度の適用延期等少額貯蓄等利用者カード制度（いわゆるグリーン・カード制）の実施時期を三年間延期することとし、現行の利子・配当所得の源泉分離選択課税等の特例措置の適用期限を三年延長する。

その他、小規模宅地に係る相続税の課税価格の特例、地震防災応急対策用資産の特別償却制度等の創設を行うとともに、老年者年金特別控除制度等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、価格変動準備金の適用期限の短縮及び積立率の引き下げ、航空機の特別償却率の引き下げ等既存の特別措置についてその整理合理化を図るとともに、住宅取得控除制度についてその改

善を行い、設備投資促進のための中小企業者等の機械の特別償却の特例及び特定産業の構造改善に資する設備の特別償却制度を設ける等のほか、揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限の延長を行っております。

また、少額貯蓄等利用者カード制度、いわゆるグリーンカード制について、三年間適用しないこととする措置を講じた上、利子所得等の源泉分離選択課税制度の適用期限を三年延長する等の措置を講ずるものであります。

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案は、製造たばこの小売定価の適正化を図り、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引き上げを行うとともに、現下の財政事情等にかんがみ、昭和五十八年度及び昭和五十九年度における専売納付金の納付の特例を設ける等の措置を講ずるものであります。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、わが国市場の一層の開放を図る見地からするチョコレート菓子、紙巻たばこ、金属加工機械等の関税率の撤廃または引き下げを行い、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制

度の新設並びに昭和五十八年三月三十一日に適用期限の到来するアルミニウムの塊等に係る関税の減免還付制度及びトウモロコシ等の暫定関税率の適用期限の延長等を行っております。

また、旅行者の携帯輸入物品に係る簡易税率の引き下げを行う等の措置を講ずるものであります。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案は、災害被害者の負担を軽減するため、一定の要件に該当する被災自動車について、自動車重量税を還付する措置を講ずるものであります。

委員会における以上四案の質疑につきましては、臨調答申に言う「増税なき財政再建」の意味、昭和五十八年度における所得税減税の時期、規模、グリーンカード制実施延期の是非と影響、企業関係の租税特別措置の整理合理化、輸入たばこ関税引き下げに伴うわが国たばこ耕作者等への影響、専売納付金率法定化の意義、喫煙と健康の諸問題、貿易摩擦問題への対応姿勢、関税引き下げが国内産業に与える影響とその対処策、最近における災害減免法の適用状況等の質疑が行われ、租税特別措置法改正案については、参考人として木下税調会長代理、斎藤立大教授、畠山立大

教授より意見聴取を行いました。その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、四案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より四案に賛成、公明党・国民会議を代表して塩出啓典委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より災害減免法改正案を除く三案に反対、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案の二案に反対、他の二案に賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、租税特別措置法改正案、製造たばこ定価法等改正案、関税率法等改正案については多数をもって、災害減免法改正案は全会一致をもって、四案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、租税特別措置法改正案につきましては、景気浮揚に役立つ相当規模の所得税減税の促進等の附帯決議が、製

造たばこ定価法等改正案については、安易に納付金特例措置をとらないよう財政の健全化に努めること等の附帯決議が、また関稅定率法等改正案には、関稅率の引き下げに当たつて国内産業、国民生活に配慮すべきである等との附帯決議が付されております。

以上御報告申し上げます。

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案（閣法第一三三號）（衆議院送付）

五八、二、四 内閣提出

二、一八 衆本會議趣旨説明

三、一八 参本會趣旨説明

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、製造たばこの小売定価の適正化をはかり、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引上げを行うほか、現下の財政事情にか

えりみ、既定の専売納付金に加えて、昭和五十八年度及び五十九年度限りの措置として専売納付金の納付の特例を設ける等、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

一、製造たばこの種類、等級ごとの最高価格を紙巻たばこについては十本当たり十円、パイプたばこについては十グラム当たり十円、葉巻きたばこについては一本当たり十円それぞれ引き上げる。

二、日本専売公社法の本則の規定により納付する専売納付金のほか、昭和五十八事業年度及び昭和五十九事業年度について、日本専売公社は政令で定める日以降売り渡した製造たばこの本数に〇・三四円を乗じて得た額に相当する金額を専売納付金として、それぞれの事業年度の翌年度五月三十一日までに国庫に納付する。

なお、本法律施行に伴う専売納付金の増収見込額は、昭和五十八年度約二千二十八億円である。

委員長報告

租稅特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参

照

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）（衆議院送付）

五八、 二、一八 内閣提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、自動車の販売業者等が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車のうち、当該保管をしている間に自動車重量税が納付されたもので災害による被害を受けたことにより走行の用に供されることなく使用の廃止がされたものについて、当該納付された自動車重量税の額に相当する金額を納税義務者に還付することとするものである。

委員長報告

租税特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）（衆議院送付）

五八、 三、 三 内閣提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、減免還付制度について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国の市場の一層の開放を図る等のため、カットダイヤモンド、金属加工機械、農業用トラクター等の関税率を撤廃するとともに、チョコレート菓子、紙巻たばこ、電子式デジタル自動データ処理機械等の関税率を引き下げる。この改正等に伴い旅行者の携帯輸入物品に課される簡易税率について所要の引下げを図る。

二、灯油等中間留分石油製品の供給不足に備えるため、新たに、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度を設けるとともに、設置の目的を達した低硫黄燃料油製

造用原油等の減税制度を廃止する。また、昭和五十八年三月三十一日に適用期限が到来するそれ以外の原油関連減税還付制度、アルミニウムの塊の免税制度等について、それぞれ適用期限を延長する。

三、昭和五十八年三月三十一日に適用期限の到来する千九百八十品目の暫定関税率について、その適用期限を一年間延長する等所要の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和五十八年度一般会計分の関税減収見込額は、約二百六十億円である。

委員長報告

租税特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参

照

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案（閣法第三七号）（衆議院送付）

五八、三、三 内閣提出

四、二八 衆修正

五、一三 参可決

要旨

本法律案は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れについて、その額が当面減少し、その後において増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの間における同特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れに関する措置その他所要の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和五十八年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の委員長報告参照

電源開発促進税法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）（衆議院送付）

五八、三、三 内閣提出

四、二八 衆可決
五、一三 参可決

要旨

本法律案は、今次の税制改正の一環として、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てるため、電源開発促進税の税率を現行千キロワット時三百円から同四百四十五円に引き上げようとするものである。

なお、本法律の施行は昭和五十八年九月一日とし、税率の引上げは、同十月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される販売電気等について適用することとする。

本法律施行に伴う電源開発促進対策特別会計における租税の増収見込額は、昭和五十八年度約三百四十二億円である。

委員長報告

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の委員長報告参照

昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）（衆議院提出）

五八、二、八 衆大蔵委員長提出
二、八 衆可決
二、一六 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十七年度において、米の生産抑制の徹底と水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十七年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法施行に伴う昭和五十七年度の減収額は約十二億円と見込まれております。

委員会におきましては、水田利用再編奨励補助金の効果、水田利用再編対策の今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

貸金業の規制等に関する法律案（第九十六回国会衆第三一号衆議院提出）（本院継続審査）

九十六回国会 五七、 八、 三 衆・議員提出

八、 五 衆可決

参継続審査

九十七回国会 参継続審査

九十八回国会 五八、 四、二〇 参修正

四、二八 衆可決

要旨

本法律案は、貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うこと等により、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県に営業所等を設置する場合は大蔵大臣に、一の都道府県のみの場合はその営業所等の所在地の都道府県知事に、申請書

等を提出して登録を受けなければならないこととするとともに、登録の更新・拒否事由・失効、登録事項の変更・廃業等の届出、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止等について規定の整備を行う。

二、貸金業者は、顧客等の資力、信用等を調査し返済能力を超えると思われる過剰貸付け等をしてはならないものとするほか、貸付け条件の揭示、貸付け条件の広告、誇大広告の禁止、書面交付、受取証書交付、帳簿の備付け、白紙委任状取得の制限、取立て行為の規制、債権証書の返還、標識揭示、債権譲渡規制等、必要な規定を設ける。

三、貸金業者との利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、利息制限法に定める利息の制限額を超える場合において、その超過部分の支払は有効な利息の債務の弁済とみなす。ただし、このみなし弁済の規定は、契約書面及び受取証書を交付しない場合、業務停止処分に違反して貸付け契約が締結された場合、物価統制令の抱合せ・負担附行為の禁止規定に違反して契約が締結された場合等における支払には適用しない。

四、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会の設立、貸金業

に対する監督、無登録営業及び書面交付義務違反等についての罰則等について規定の整備を行う。

五、本法の施行日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日とするとともに所要の経過措置を講ずる。

修正要旨

本法律案中、「貸金業の規制等に関する法律」の法律番号について、原案に「(昭和五十七年法律第 号)」とあるのを「(昭和五十八年法律第 号)」に改めるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。両法律案は、いずれも第九十六回国会衆議院提出によるものであり、本院におきまして第九十六回国会以降、継続審査とされてきたものであります。

まず、貸金業の規制等に関する法律案は、貸金業務の運営が社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸

金業を営む者について、登録制度を実施し、その事業に対し過剰貸し付けの禁止、取り立て行為の規制等を行うとともに、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会を設立して、貸金業者の業務の適正な運営を確保せしめ、もって資金需要者等の利益の保護を図ろうとするものであります。

なお、利息制限法に定める超過利息支払い部分について、一定の場合における任意弁済の有効規定を置いておりません。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案は、高金利による金銭の貸し付けが弊害を生じている現状にかんがみ、業として金銭の貸し付けを行う者に対する刑罰の対象となる制限利率を、現行の年一〇九・五％から年四〇・〇〇四％に引き下げようとするものであります。

なお、刑事罰対象利率の急激な条件変更を緩和するため、法施行後三年間は、制限利率を年七三％とすることとし、その後、別に法律で定める日までの間は、制限利率を年五四・七五％とすること等の経過規定を設けることとしております。

委員会における両案の質疑につきましては、超過利息の

みなし弁済規定に係るサラ金被害救済の問題、出資法の上限金利を四〇・〇〇四％にする実施時期が棚上げにされることへの危惧、貸金業協会に加入しないアウトサイダーに対する行政指導・監督の徹底、業務規制がいわゆる悪徳サラ金業者の追放に果たす効果等の質疑が行われたほか、参事人として上田昭三関西大学教授及び樋口俊二日弁連事務総長より意見聴取を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

両案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員より、両案に対して、貸金業の登録拒否事由の追加、超過利息のみなし弁済規定の削除及び刑事罰対象利率に係る経過期間の短縮等の修正案が、また、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、両案に対して、個人に対する物上担保なしの金銭の貸し付けを業として行うに当たっての免許制等を定めるとともに、刑事罰対象利率を四〇・一五％に引き下げること等の修正案が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治委員より、両案中、法律番号等に係る昭和五十七年を昭和五十八年に改める修正案が、それぞれ提出されました。

これら六修正案に対する質疑はなく、両原案及び六修正

案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員より、増岡委員及び近藤委員提出の四修正案並びに両原案に反対、穂山委員提出の両修正案に賛成、また、自由民主党・自由国民会議を代表して大河原太一郎委員より、穂山委員及び近藤委員提出の四修正案に反対、増岡委員提出の両修正案及び両原案に賛成、また、公明党・国民会議を代表して塩出啓典委員より、近藤委員提出の両修正案及び両原案に反対、穂山委員提出の両修正案に賛成、また、民社党・国民連合を代表して柄谷道一委員より、穂山委員及び近藤委員提出の四修正案に反対、増岡委員提出の両修正案及び両原案に賛成、また、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、増岡委員提出の両修正案及び両原案に反対、穂山委員及び近藤委員提出の四修正案に賛成する旨の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、六修正案及び両原案を順次採決の結果、穂山委員及び近藤委員提出の四修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、増岡委員提出の両修正案及び修正部分を除く両原案はいずれも賛成多数をもって可決され、両法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、金利等取締り改正法における刑事罰対象上限金利の本則移行について可及的速やかに実現するよう努めること等の附帯決議が付されております。

以上御報告申し上げます。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（第九十六回国会衆第三二号衆議院提出）
（本院継続審査）

九十六回国会 五七、 八、 三 衆・議員提出
八、 五 衆可決

九十七回国会 参継続審査

九十八回国会 五八、 四、 二〇 参修正
四、 二八 衆可決

要旨

本法律案は、高金利による金銭の貸付けが弊害を生じている現状にかんがみ、業として金銭の貸付けを行う者に対する刑罰の対象となる金利の限度を引き下げるとともに、

罰金の額を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業として金銭の貸付けを行う者についての制限利率現行年百九・五パーセントを年四十・〇〇四パーセントとする。ただし、法施行後三年間は、制限利率を年七十三パーセントとし、さらに、この期間経過後に法律で定める日までの間は、制限利率を年五十四・七五パーセントとする。

また、法律で定める日については、法施行の日から起算して五年を経過した日以降において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする。

二、質屋及び日賦貸金業者についての制限利率は、現行の年百九・五パーセントのままとする特例を設ける。

三、罰則の上限を引き上げる（三十万円以下の罰金を三百万円以下の罰金）こととする。

四、本法の施行日は、貸金業の規則等に関する法律の施行の日とする。

修正要旨

本法律案中、「貸金業の規制等に関する法律」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」の法律番号について、原案に「（昭和五十七年法律第 号）」とあるのを「（昭和五十八年法律第 号）」に改め、その他これに伴う所要の規定の整備を行うものである。

委員長報告

貸金業の規制等に関する法律案の委員長報告参照

○文教委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
57	日本学術会議法の一部を改正する法律案	先議	四、二三	送付 五、二三	四、二七 可決 五、一二 可決 五、二三	五、二五 継続審査	
45	学校教育法の一部を改正する法律案		三、一八	受領 五、一二	(予) 三、一八 可決 五、一七 可決 五、一八	三、一八 可決 五、二一 可決 五、二二	
9	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案		二、一	受領 三、二五	(予) 三、一 可決 三、三〇 可決 三、三一	二、七 可決 三、二五 可決 三、二五	
8	国立学校設置法の一部を改正する法律案		五、二一	受領 五、三、二四	(予) 五、二一 可決 五、三、三〇 可決 五、三、三三	五、二一 可決 五、三、三三 可決 五、三、二四	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆議院 提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
第九十四回 国会 3	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	勝又武一君 外(五六、二、二〇)			付託 議決 議決 議決	付託 議決 議決 議決	
第九十四回 国会 5	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	勝又武一君 外(二、二七)			二二七 未 了		

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆議院 提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
11	医学及び歯学の教育のための献体に關する法律案	文教委員長 (五、五、一一)	五、五、二二	五、五、二三	付託 議決 議決 議決	付託 議決 議決 議決	

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)

五八、 二、 一 内閣提出

三、 二四 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、三重大学に人文学部を設置すること。

二、奈良教育大学及び福岡教育大学に大学院(修士課程)を設置すること。

三、高岡短期大学を新設し、山形大学工業短期大学部を廃止すること。

四、筑波大学の第三学群に国際関係に関する教育の分野を加えること。

五、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の昭和五十八年度の定員を一万七千八百九十五人に改めること。

六、この法律は、昭和五十八年四月一日から施行すること。

ただし、高岡短期大学の新設に関する規定は同年十月一日から、山形大学工業短期大学部の廃止に関する規定は昭和六十年四月一日から施行すること。

七、高岡短期大学は、昭和六十一年度から学生を入学させるものとする。

八、その他所要の改正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案は、三重大学に人文学部を、奈良教育大学及び福岡教育大学に修士課程の大学院をそれぞれ設置するとともに、高岡短期大学を新設し、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、提案されている大学、学部、学類等の設置の目的と経緯、地方国立大学の整備充実、大学開放の促進、医師養成の見直しの必要性、国立大学の事務職員等の処遇改善などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと

存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して佐藤委員より、原案から筑波大学の国際関係学類の新設に係る部分を削除する旨の修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、片山委員より五会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の新增築費に対する国の負担割合三分の二の特例措置を昭和六十二年度まで継続しようとするものでありますが、政令で定める市町村については、国の負担割合を七分の四としております。

委員会におきましては、不足教室の解消等円滑な施設整備の促進、学校規模の適正化、情操豊かでたくましい児童生徒の育成に配慮した安全な施設の整備、障害児受け入れ

のための施設設備のあり方などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して佐藤委員より、政令で定める市町村に係る国の負担割合を七分の四とする部分を削除する旨の修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、粕谷委員より各会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
(閣法第九号)(衆議院送付)

五八、 二、 一 内閣提出

三、 二五 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の新増築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を、引き続き昭和六十二年度まで継続しようとするものである。ただし、政令で定める児童生徒急増市町村については、国の負担割合を七分の四としている。

委員長報告

国立学校設置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）（衆議院送付）

五八、三、一八 内閣提出

五、一二 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、大学において獣医学を履修する課程の修業年限を四年から六年に延長すること。

二、この法律は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

三、一の措置に伴い、獣医師法に定める獣医師国家試験の受験資格を、現在の大学院修士課程を修了した者から、大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者に改めること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告します。

まず、学校教育法の一部を改正する法律案は、大学において獣医学を履修する課程の修業年限を現行の四年から六年に延長することによって獣医学教育の改善充実を図るとともに、これに伴って、現在、獣医師法において、大学院修士課程を修了した者とされており、獣医師国家試験の受験資格を、大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者に改めようとするものであります。

次に、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案は、衆議院文教委員長提出によるものでありまして、医

学及び歯学の教育の向上に資するため、献体の意思の尊重、献体に係る死体の解剖の要件の緩和、献体の意義について国民の理解を深めるための措置等献体に関して必要な事項を定めることにより、解剖体の確保を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行い、まず学校教育法の一部を改正する法律案につきましては、六年制一貫教育の実施に伴う獣医学教育の充実策、国立大学における獣医学科の統廃合の見通し、獣医師の需給関係、資質向上策及び処遇の改善などの問題が、また、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案につきましては、医学部及び歯学部における解剖体の不足の実態とその原因、国が行う啓発普及活動充実の必要性などの問題がそれぞれとりあげられましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、両案とも討論はなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律案（衆第一一
号）（衆議院提出）

五八、 五、 一一 衆文教委員長提出

五、 一二 衆可決

五、 一八 参可決

要旨

本法律案は、医学及び歯学の教育の向上に資するため、解剖体の確保と供給の安定化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖の解剖体として提供することの希望（以下「献体の意思」という。）は、尊重されなければならないこと。

二、死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、遺族がその解剖を拒まない場合又は遺族がない場合には、死体解剖保存法の規定にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しないこと。

三、文部大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に

<p>対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言を することができること。</p> <p>四、国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必 要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>五、その他、遺族がない場合における引取者による死体の 引渡し、解剖体として受領した死体に関する記録の作</p>	<p>成・保存及び報告等所要の規定を設けること。</p> <p>六、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日 から施行すること。</p> <p>委員長報告 学校教育法の一部を改正する法律案の委員長報告参照</p>
--	--

○社会労働委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
19	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部 を改正する法律案		五、三、八	受 五、 三、二五 領	付 五、 三、八 託 (予) 修 議 五、四、九 決 正 議 五、四、二〇 決 正	付 五、 三、八 託 議 五、 三、二四 決 可 議 五、 三、二五 決 可	五、四、二〇 衆へ回付 四、二六 衆同意
24	特定不況業種・特定不況地域関係労働 者の雇用の安定に関する特別措置法案		三、一〇	受 三、 二四 領	付 三、 一五 託 (予) 可 議 四、 二六 決 可 議 五、 一 決 可	付 三、 一五 託 議 三、 二三 決 可 議 三、 二四 決 可	
25	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国 際協定の締結等に伴う漁業離職者に関 する臨時措置法の一部を改正する法律 案		三、一〇	受 三、 二四 領	付 三、 一〇 託 (予) 可 議 四、 二六 決 可 議 五、 一 決 可	付 三、 一〇 託 議 三、 二三 決 可 議 三、 二四 決 可	

本院議員提出法律案（七件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送來へ提 付月 日	出月 日	参議院 委員會 託會 議決 會 議 本 會 議 決	衆議院 委員會 託會 議決 會 議 本 會 議 決	備考
1	雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案	対馬孝且君 外馬孝二名 (五、三、二四)	五、三、二六		五、三、二四 未	五、三、二六 (予)	
2	育児休業法案	本岡昭次君 外二名 (三、二、九)	三、三、〇		三、二、九 未	三、三、〇 (予)	
3	戦時災害援護法案	対馬孝且君 外六名 (四、六、四)	四、六		四、四 未	四、六 (予)	
4	公衆浴場法の一部を改正する法律案	対馬孝且君 外六名 (四、四)	四、六		四、四 未	四、六 (予)	
5	市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案	対馬孝且君 外二名 (四、四)	四、六		四、四 未	四、六 (予)	
6	林業労働法案	目黒今朝次郎君 外六名 (五、六、九)	五、一、〇		五、九 未	五、一、〇 (予)	
7	男女雇用平等法案	渡部通子君 外一名 (五、一、一)	五、一、三		五、一、一 未	五、一、三 (予)	

衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決	備考
4	原子爆弾被爆者等援護法案	森井忠良君 外五名 (五、三一七)	五、三一八		五、三一八 (予)	五、三一八 議決 議決 議決	
6	母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案	金子みつ君 外六名 (四、三三)	四、二五		四、二五 (予)	四、二五 議決 議決 議決	
7	労働基準法の一部を改正する法律案	森井忠良君 外二名 (四、三三)	四、二五		四、二五 (予)	四、二五 議決 議決 議決	
8	浄化槽法案	社会労働委員長 (四、二六)	四、二六	五、四、二六	四、二六 (予)	五、五、二〇 議決 議決 議決	
9	社会福祉事業法の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (四、二八)	四、二八	四、二八	四、二八 (予)	五、一〇 議決 議決 議決	

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）

五八、 二、 八 内閣提出

三、 二五 衆可決

四、 二〇 参修正

四、 二六 衆同意

要旨

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、勤務に関連する傷病等による障害年金の受給権者の平病死に係る遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項
平病死に係る遺族年金及び遺族給与金の額を、昭和五十八年十月分から、それぞれ現行の二十五万九千円から三十万七千円に、現行の十九万四千三百円から二十四万二千三百円に引き上げること。

二、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に

関する事項

1 国債（継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面百二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

2 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の妻として、昭和五十八年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、当該戦傷病者等が昭和四十八年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至つた者に対し、特別給付金として額面六十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

三、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

1 国債（再継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等

に対し、改めて特別給付金として額面六十万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

2 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の父母等として、昭和五十八年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面十万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

四、施行期日

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行すること。ただし、二の1及び三の1については同年四月一日から施行すること。

修正要旨

本法律案のうち、戦没者等の妻に対する特別給付金の再継続及び戦没者の父母等に対する特別給付金の再々継続の規定は、「昭和五十八年四月一日から施行する。」こととなつてはいるが、これを「公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。」に改めること。

委員長報告

ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する二法律を改正しようとするものであり、その主な内容は、勤務に関連する傷病等による障害年金の受給権者の平病死に係る遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げるほか、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給することであり、

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び無党派クラブを代表して対馬理事より、障害年金等の額を引き上げ、それを本年四月一日より適用する旨の各派共同修正案が提出され、次いで自由民主党・自由国民会議を代表して村上理事より、戦没者の妻及び父母等に対する特別給付金の施行期日について本年四月一日とあるのを公布の日と改め、四月一日にさかのぼって適用する旨の修正案が提出されました。

採決の結果、対馬理事提出の修正案は賛成少数で否決され、村上理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は全会一致でそれぞれ可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上御報告いたします。

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案（閣法第二四号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

三、二四 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種に属する事業分野及び特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること

等の事情にかんがみ、関係労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定不況業種及び特定不況地域の定義等

1 「特定不況業種」とは、内外の経済的事情の著しい変化により、その製品又は役務の供給能力が著しく過剩でその長期継続が見込まれるため、事業規模の縮小等を余儀なくされることにより雇用量の相当程度の減少が見込まれる業種であつて、事業主団体及び労働組合の意見を聴き、期間を付して、政令で指定する業種をいうものとする。

2 「特定不況地域」とは、その地域内の特定不況業種の事業活動の割合が相当程度であり、その事業規模の縮小等に伴い雇用情勢の著しい悪化が見込まれる地域であつて、都道府県知事の意見を聴き、期間を付して、政令で指定する地域をいうものとする。

二、国、地方公共団体及び事業主の責務

特定不況業種及び特定不況地域について、失業の予防、再就職の促進等に関する国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにすること。

三、労働大臣の作成する雇用の安定に関する計画

労働大臣は、特に必要があると認められる特定不況業種又は特定不況地域について、事業所管大臣又は関係都道府県知事の意見を聴き、事業主団体が提出する雇用動向等に関する資料を勘案して、雇用の安定に関する計画を作成すること。

四、特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画

特定不況業種事業主は、相当数の労働者が離職等を余儀なくされる事業規模の縮小等を行おうとするときは、労働組合等の意見を聴き、再就職援助等計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないこと。

五、雇用の安定のための要請

労働大臣は、特に必要があると認めるときは、相当数の離職者の発生が見込まれる事業規模の縮小等を行おうとする特定不況地域内の特定不況業種事業主に対して、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができること。

六、失業の予防等のための助成及び援助

政府は、特定不況業種事業主又は特定不況地域事業主に雇用されている労働者等に関し、失業の予防、雇用機

会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対しては雇用安定事業として、また、特定不況地域における雇用機会の増大に資すると認められる措置を講ずる事業主に対しては雇用改善事業として、それぞれ必要な助成及び援助を行うこと。

七、職業訓練及び職業紹介

特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、国及び雇用促進事業団は必要な職業訓練の実施について特別の措置を講ずるとともに、公共職業安定所は求人の開拓、職業指導及び就職のあっせん等の必要な措置を講ずること。

八、特定不況業種離職者求職手帳の発給

公共職業安定所長は、認定を受けた再就職援助等計画に含まれている特定不況業種離職者であつて、離職の日まで一年以上引き続き雇用されていたこと等一定の要件に該当するもの（関連下請事業主が特定不況業種の指定の日前一定の期間内に行つた事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた者であつて、一定の要件に該当するものを含む。）に対して、労働省令で定める期間効力を有する特定不況業種離職者求職手帳（以下「手帳」とい

う。)を発給すること。

九、給付金の支給

国及び都道府県は、手帳所持者が、その有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、雇用対策法の規定に基づき、給付金を支給すること。

十、手帳所持者又は特定不況地域離職者に係る延長給付

手帳所持者又は特定不況地域離職者である雇用保険の受給資格者又は船員保険の失業保険金の支給を受けることができる者であつて、一定の要件に該当すると認められる四十歳以上のものに対しては、九十日の延長給付を行うことができること。

十一、公共事業への就労促進

労働大臣は必要があると認めるときは、公共事業の事業主体等に対して、特定不況業種離職者の雇入れについて配慮するよう要請することができ、また、特定不況地域において計画実施される公共事業について、特定不況地域離職者の吸収率を定めることができること。

十二、施行期日等

この法律は、昭和五十八年七月一日から施行し、昭和

六十三年六月三十日までに廃止すること。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定不況業種及び特定不況地域において多数の離職者が発生していること等のほか、特定不況業種離職者臨時措置法及び特定不況地域離職者臨時措置法の有効期限が本年六月三十日に到来すること等にかんがみ、両法を統合整備し、引き続き関係労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じようとするものであります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業

離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、最近の雇用失業情勢とその対応策、特定不況業種及び特定不況地域の機動的指定、駐留軍離職者及び漁業離職者の再就職促進策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、浄化槽法案は、浄化槽による尿尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めようとするものであります。

次に、社会福祉事業法の一部を改正する法律案は、市町村における社会福祉を目的とする事業を推進するため、市

町村を区域とする社会福祉協議会に関する規定等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、増大する廃棄物の終末処理に対する地方公共団体の財政負担対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、社会福祉事業法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上御報告いたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

三、二四 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（昭和五十八年五月十六日）及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（昭和五十八年六月三十日）を、それぞれ五年延長するものである。

委員長報告

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案の委員長報告参照

浄化槽法案（衆第八号）（衆議院提出）

五八、 四、二六 衆社会労働委員長提出

四、二六 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、

生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、浄化槽によるし尿処理等

特定の公共下水道・し尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならないとすること。

浄化槽の構造基準については、建築基準法等に定めるところによることとし、浄化槽の工事、保守点検及び清掃については、技術上の基準に従って行わなければならないとすること。

二、浄化槽の設置

1 設置等の届出、勧告及び変更命令

浄化槽の設置等の場合においては、都道府県知事等及びこれを経由して特定行政庁に届け出なければならぬとすること。

知事又は特定行政庁は、当該届出に係る浄化槽の設置等の計画について、行政上改善の必要があると認め

るときは、勧告又は計画の変更・廃止の命令ができる
とすること。

2 水質検査

浄化槽管理者は、使用開始後六月を経過したとき及び毎年一回定期に、指定検査機関の行う水質検査を受けなければならないとすること。

三、浄化槽の型式の認定

浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について建設大臣の認定を受けなければならないとすること。
外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者は、浄化槽の型式について建設大臣の認定を受けることができること。

四、浄化槽関係事業の規制

1 浄化槽工事業の登録

浄化槽工事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないとし、かつ、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならないとすること。

2 浄化槽清掃業の許可

浄化槽清掃業を営もうとする者は、市町村長の許可を受けなければならないとすること。

3 浄化槽保守点検業の登録

都道府県等は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることができることとす
と。

五、浄化槽に係る公的資格

浄化槽工事を実地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士の資格を定め
るとすること。

六、施行期日

この法律は、昭和六十年十月一日から施行すること。
ただし、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る試験及び免状の交付等に関する規定については、公布の日から六月以内の政令で定める日から施行すること。

委員長報告

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に
関する特別措置法案の委員長報告参照

社会福祉事業法の一部を改正する法律案（衆第九号）（衆議院
提出）

五八、 四、二八 衆社会労働委員長提出

四、二八 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、市町村における社会福祉を目的とする事業を推進するため、都道府県社会福祉協議会に関する規定の改正を行うとともに、市町村社会福祉協議会に関する規定を新たに定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都道府県の区域を単位とする社会福祉協議会（都道府県協議会）に関する規定の改正

1 都道府県協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉協議会（市町村協議会）の過半数が参加するものでなければならないとすること。

2 都道府県協議会の事業として、市町村協議会の相互の連絡及び事業の調整を加えることとする。

二、市町村協議会に関する規定の新設

1 市町村協議会は、当該市町村の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者が過半数が参加するものでなければならないとすること。

2 市町村協議会は、当該市町村の区域内において次の事業を行うことを目的とすること。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査
- (2) 社会福祉を目的とする事業の総合的企画
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝

三、施行期日

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行すること。

委員長報告

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案の委員長報告参照

○農林水産委員会

内閣提出法律案(一一件)

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
26	農業改良助長法の一部を改正する法律案		五八、三〇	受領 五八、四一五	付託 五八、三〇 可決 五八、四二六	可決 五八、四二七	
27	森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案 右により「分収造林特別措置法」の題名を「分収林特別措置法」に改正		二二〇	受領 四一五	(予) 二二〇 可決 四一九	可決 四二〇	
28	漁船損害等補償法の一部を改正する法律案		二二〇	受領 三二四	(予) 二二〇 可決 四二二	可決 四三〇	
29	原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要なる資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案		二二〇	受領 三二三	(予) 二二〇 可決 三二三	可決 三二三	
33	水産業協同組合法の一部を改正する法律案		二二三	受領 三二四	(予) 二二三 可決 四一九	可決 四二〇	
34	北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案	先議	二二三	送付 三二三	二二三 可決 三二三	可決 三三三	
42	肥料取締法の一部を改正する法律案		三二二	受領 四二六	(予) 三二二 可決 五二〇	可決 五二一	
43	酪農振興法の一部を改正する法律案 右により「酪農振興法」の題名を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改正		三二二	受領 五一〇	(予) 三二二 可決 五二二	可決 五二三	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	提出月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
14	農民組合法案	外安井吉典君 八名 (五二三)	五二六		付(予) 五二六 議決	付(予) 五二六 議決	
13	総合食糧管理法案	外安井吉典君 八名 (五二三)	五二六		付(予) 五二六 議決	付(予) 五二六 議決	
12	農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案	外安井吉典君 八名 (五二三)	五八、五二六		付(予) 五八、五二六 議決	付(予) 五八、五二六 議決	

番号	件名	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
55	家畜改良増殖法の一部を改正する法律案	四一九	受領 五二〇	付(予) 五二九 議決	付(予) 五二九 議決	
52	漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案	三二九	受領 五二二	付(予) 三三九 議決	付(予) 三三九 議決	
51	沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案	五八、三三九	受領 五八、五二二	付(予) 五八、五二七 議決	付(予) 五八、五二七 議決	

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

四、一五 衆修正

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近における農業及びそれを取りまく諸情勢の変化に対処するため、協同農業普及事業について、事業運営の効率化と内容の充実を図るとともに、農業に関する試験研究の効果的な実施、農業改良研究員制度の廃止等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、協同農業普及事業の助成方式について、従来の定率負担金方式から定額交付金方式に改めるとともに、これに伴い助成関連規定の整備を行うこととする。

二、協同農業普及事業の運営方針を明確化し、農林水産大臣が事業の基本的事項に関する運営指針を定め、都道府県知事がこれを基本として事業実施方針を農林水産大臣

と協議して定めることとする。

三、農業に関する試験研究を効果的に推進するため、都道府県農業試験場が農業試験場等、農林水産省の試験研究機関に対して共同研究を求めることができることとするとともに、都道府県の試験研究体制の整備状況を踏まえ、農業改良研究員制度を廃止することとする。

なお、本法律案については、衆議院において施行期日、農業改良研究員に対する助成の廃止期日及び協同農業普及事業交付金の交付に関する規定等について所要の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業を取り巻く諸情勢の変化に対応するための改正であります。

その主な内容は、まず、協同農業普及事業の効率化に資するため、その運営指針を農林水産大臣が定めることとする等協議手続を明確化するとともに、本事業の助成を、負担金方式から交付金方式に改めることとしております。

次に、農業に関する試験研究の推進に資するため、国と都道府県の試験研究機関の間における協力体制の強化を図ることとしております。

また、農業改良研究員制度につきましては、都道府県農業試験場における試験研究の実施体制の整備に伴い、これを廃止することとしております。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、施行期日を「公布の日」に改める等の修正が行われております。

委員会におきましては、協同農業普及事業の実施経過と現状、助成方式の変更に伴う事業への影響、共同研究の推進方策、農業改良研究員制度の廃止の理由、試験研究と普及事業との協力体制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入り、日本共産党を代表して下田委員から本法律案に反対する旨の討論があり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各党派共同提案による協同事業としての基本的性格の堅持等六項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告申し上げます。

森林法及びび分収造林特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）（衆議院送付）

五八、二、一〇 内閣提出

四、一五 衆修正

四、二〇 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、森林法の一部改正

(一) 全国森林計画及び地域森林計画の計画事項の整備

全国森林計画及び地域森林計画の計画事項を整備し、間伐及び保育に関する事項を別項目として設けること。

(二) 市町村による森林整備計画の樹立

1 都道府県知事は、間伐又は保育を一体的かつ計画的に推進する必要がある市町村を森林整備市町村として指定することができるものとする。

2 森林整備市町村は、一定の森林の区域について、

間伐、保育その他森林の整備に関する基本的事項、間伐及び保育の基準、間伐又は保育を早急に実施する必要がある特定森林についての施業等に関し、五年ごとに、十年を一期とする森林整備計画をたてなければならぬものとする。

(三) 森林整備市町村の長への権限付与

森林整備市町村の長は、特定森林について、その所有者等に対し、間伐又は保育実施の勧告及びこの勧告に従わない者に対しては、権利移転・権利設定の協議の勧告をすることができるとし、この協議が調わないときは、都道府県知事は、申請に基づき調停を行うものとする。

(四) 林業普及指導事業に係る助成方式の変更

林業普及指導事業の運営の効率化を図るため、同事業に係る助成方式を定率補助金方式から交付金方式に変更すること。

二、分収造林特別措置法の一部改正

(一) 題名の改正及び目的規定の新設

従来の分収造林契約に関する制度を拡充して、広く分収方式による造林又は育林を促進するという本法律

案の趣旨にかんがみ、題名を「分収林特別措置法」に改めるとともに、その旨の目的規定を新設すること。

(二) 分収育林契約に関する規定の整備

現行の分収造林契約に加えて、成育途上の人工林に関し、育林費用の負担、樹木の共有、伐採時における収益の分収等を約定する「分収育林契約」に関する規定の整備を図ること。

(三) 分収林契約の募集の届出等

1 募集の届出

分収造林契約、分収育林契約その他の分収林契約について、不特定かつ多数の者から費用負担者を募集する者は、一定の事項を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

2 変更勧告及び公表

都道府県知事は適正な育林等の確保及び費用負担者の保護の観点から、届出事項の変更又は届出事項の遵守を勧告することができ、勧告を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができるとする。

(四) その他

分収林契約の締結についての都道府県知事のあつせん、届出をした者等からの報告の徴収、届出に関する罰則等について所要の規定を設けること。

なお、衆議院において、施行期日のうち、「昭和五十八年四月一日」となっている部分を「公布の日」に改めるとともに、これに関連する所要の修正が行われている。

委員長報告

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案の委員長報告

参照

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

（衆議院送付）

五八、二、一〇 内閣提出

三、二四 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、昭和四十八年以降、漁船積荷保険臨時措置法に基づき、試験実施してきた漁船積荷保険を、本年十月から恒久的な制度にすること等漁船損害等補償制度について、所要の整備を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、漁船損害等補償制度に、新たに、漁船積荷の不慮の事故による損害をてん補する漁船積荷保険を追加することとする。
- 二、漁船積荷保険は、漁船保険組合（以下「組合」という。）が元受けし、国が再保険を行うこととする。
- 三、漁船積荷保険は、普通保険の申込人が併せて申し込む場合等でなければ、組合は引き受けることができないこととする。
- 四、漁船積荷保険の純保険料については、漁業者の負担の軽減を図るため、その一部を国庫が負担することとする。
- 五、漁船保険中央会が、当分の間、漁船積荷保険における組合の保険責任について補完再保険事業を実施できるところとする。
- 六、満期保険の保険料の算出方法の改正を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、漁船損害等補償法改正案は昭和四十八年以降における漁船積荷保険臨時措置法の施行の実績等にかんがみ、漁業経営の安定を図るため、漁船に積載した漁獲物等の不慮の事故による損害をてん補する漁船積荷保険制度を漁船損害等補償制度の一環として確立するとともに、満期保険の保険料の算出方法の改正等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、漁船積荷保険の試験実施期間が十年にも及んだ理由、二百海里漁業規制が本保険制度へ及ぼした影響、本保険の低加入率の原因と今後の加入促進策、掛金国庫補助のあり方、弱小漁船保険組合の合併方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による漁船損害等補償制度の内容

の充実に努めること等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、水産業協同組合法改正案は、水産業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、水産業協同組合の健全な発達を図るため、水産業協同組合の系統組織により共済事業を組織的に推進することができるようにするとともに、内国為替取引に係る員外利用制限の緩和及び内部監査体制の充実等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、わが国における漁業制度の基本的な法律の一つである水産業協同組合法を十年ぶりで本格的に改正する漁業政策上の意義、任意共済事業の拡充方策、漁協等における信用事業の現状と為替取引における員外利用制限緩和の持つ意味、漁協連合会等に対する行政検査体制のあり方、漁協監査士を法制化する意義、漁協の合併促進策や職員の労働条件改善策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による任意共済事業の内容の充実とその加入促進を指導すること等七項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

最後に、森林法及び分収造林特別措置法改正案は、最近における林業活動の停滞等森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、間伐、保育等の森林の整備の促進及び林業普及指導事業の運営の効率化を図るため、市町村による森林整備計画の樹立及び市町村の長による施業の勧告制度の導入、助成方式の変更並びに分収育林制度の導入等のため所要の改正を行おうとするものであります。

なお、本法律案は衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、市町村による森林整備計画の森林法上の位置づけ、全国森林計画等の森林計画と森林整備計画との関係、森林組合の活性化施策、助成方式の改正が及ぼす林業普及指導事業体制への影響、林業労働衛生管理の現状、緑化運動の目的と今後の推進対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、本法律案を問題に供しましたところ、日

本共産党の下田委員から修正案の提出及び本法律案の反対討論がなされ、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による森林整備計画樹立に当たって関係者から意見聴取をすること等七項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）（衆議院送付）

五八、 二、一〇 内閣提出

三、二二 衆可決

三、二三 参可決

要旨

本改正案の内容は、外国政府による漁業水域の設定等に係る水産加工品の原材料の供給事情にかんがみ、農林漁業

金融公庫等が、引き続き、水産加工施設の改良等に必要なる長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができるようにするため、現行法の有効期限を五年間延長して、昭和六十三年三月末日までにしようとするものである。

委員長報告

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第三三三号）
（衆議院送付）

五八、 二、二三 内閣提出

三、二四 衆可決

四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、水産業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、水産業協同組合の機能を拡充強化し、その健全な発達を図

るため、共済事業制度の整備改善、内国為替取引に係る員外利用制限の緩和及び内部監査体制の充実等を行おうとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、共済事業制度の整備改善

1 漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び水産加工業協同組合が行うことのできる事業の種類に組合員の共済に関する事業を、追加することとする。

2 新たに、共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）を設立することができることとする。

3 水産業協同組合共済会（以下「共済会」という。）に関する規定を削除し、現存する共済会は、共水連に組織変更できるようにすることとする。

二、漁協等における内国為替取引の員外利用制限の緩和
信用事業を行う漁協等の内国為替取引について、員外利用制限を受けずに行うことができることとする。

三、漁業協同組合連合会等の行う監査事業の整備改善

会員の監査の事業を行う漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、監査規程を定めるとともに、監査事業には、所定の資格を有する者を従事させなければならぬこととする。

委員長報告

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案の委員長報告

参照

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）（先議）

五八、 二、一三二 内閣提出

三、一三三 参可決

三、一三五 衆可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法関係

北海道寒冷地畑作営農改善資金の貸付けを受ける資格の認定の申請期限を五年延長して、昭和六十三年三月三十一日までとすること。

二、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法関係

南九州畑作営農改善資金の貸付けを受ける資格の認定

の申請期限を五年延長して、昭和六十三年三月三十一日までとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、北海道寒冷地及び南九州畑作振興地域における農業者の経営の安定を図るため、これら二法に基づく営農改善資金の貸付認定申請期限をさらに五年間延長し、昭和六十三年三月三十一日までにしようとするものであります。

委員会におきましては、畑作営農改善資金の貸付状況と今後の見通し、貸付条件の改善、畜産経営の実態と五十八年度政策価格の決定をめぐる諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

しました。

なお、各会派共同提案による畑作振興施策の総合的実施等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、外国政府による漁業水域の設定等に係る水産加工品の原材料の供給事情にかんがみ、農林漁業金融公庫等が、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸し付けの業務を特別に行うことができるよう、現行法の有効期限を五年間延長して、昭和六十三年三月三十一日までにしようとするものであります。

委員会におきましては、本資金の融資実績、法延長の理由、水産加工業の現状とその振興対策、諸外国との漁業交渉と加工原料魚確保対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による水産加工業の振興に努める

こと等五項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告申し上げます。

肥料取締法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）（衆議院送付）

五八、三、一二 内閣提出

四、二六 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、最近における肥料生産の実態等肥料を取り巻く諸情勢の変化に対処し、肥料取締行政の効率化及び肥料の品質の保全を図るための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、専ら登録を受けた普通肥料を原料として配合される指定配合肥料について、現行の登録制を届出制に改める。
- 二、尿素等生産方法の安定した普通肥料の一部について、登録の有効期間を六年に延長する。

三、肥料の品質保全を図るため、普通肥料の一部について、登録申請書に植害試験の成績の記載を義務づけ、当該肥料又は仮登録の申請のあつた普通肥料について、植物に害があると認められるときは、登録又は仮登録をしないことができることを明確化する。

また、通常の施用方法によつて施用した場合に植物に害があると認められるに至つた肥料については、必要があるときは当該肥料の譲渡等を制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができることとする。

四、本法の施行期日を、公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日からするとともに、所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化に対応し、肥料取り締まり行政の効率化及び肥料の品質保全を図るため、指定配合肥料について登録制から届け出制

に改めるとともに、普通肥料の一部について登録の有効期間を延長することとするほか、植物に有害な肥料の規制を強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、肥料需給の現状と今後の見通し、肥料関係法令の整備、指定配合肥料の届け出制への移行の当否、登録有効期間の延長問題、化学肥料工業の現状と構造改善の進め方、植害試験成績確認業務の円滑化、地力の維持向上対策等広範にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、各党派共同提案による、肥料の品質保全を期するため、国及び都道府県の取り締まり体制の強化に努めること等三項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。

酪農振興法の一部を改正する法律案（閣法第四三三号）（衆議院送付）

五、一〇 衆可決
五、一三 參可決

要旨

本法律案は、最近の肉用牛生産をめぐる情勢にかんがみ、酪農と肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、改正の趣旨に即し、法律の題名を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に改めることとする。
- 二、現行の酪農近代化計画制度を改め、新たに、肉用牛生産を加えた酪農・肉用牛生産近代化計画制度とし、国、都道府県及び市町村の各段階において、基本方針、都道府県計画及び市町村計画を整合性をとりつつ作成することとする。
- 三、二の計画が作成された市町村において、酪農経営又は肉用牛経営を営む者が、経営規模の拡大等経営の改善を図るための経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫から資金の貸付けを受けることができることとし、この場合、肉用牛の購入又

は飼養に係るものについては、償還期限、据置期間の特例措置を設けることとする。

四、肉用子牛価格安定事業を法制化し、国と都道府県はこの事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、その他の援助を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、両案の内容を申し上げます。

酪農振興法改正案は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達と牛肉の安定的な供給を図るため、法律の題名を改め、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律とするとともに、酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置、肉用子牛の価格安定を図るための措置等を講じようとするものであります。

また、家畜改良増殖法改正案は、家畜の改良増殖を一層促進するため、家畜受精卵移植に関する規制について定めるとともに、輸入された家畜人工授精用精液の利用、家畜人工授精師制度の改善等に関する措置を講じようとするも

のであります。

委員会におきましては、両案を一括議題とし、家畜改良増殖法改正案については、参考人の出席を求めて審査を行いました。

質疑の主な内容は、酪農振興法改正案に関しては、酪農・肉用牛近代化計画制度の運用、肉専用種経営の近代化指標の内容、牛肉の輸入自由化・枠拡大要請への対応、酪農の現状と乳肉複合経営の可能性、牛肉の需給と価格政策、粗飼料給与率の向上対策、酪農経営の負債問題等について、また、家畜改良増殖法改正案に関しては、受精卵移植技術の現状と見通し、人工授精用精液の輸入問題等についてであります。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、両案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上御報告いたします。

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)
(衆議院送付)

五八、三、二九 内閣提出

五、一二 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、最近における沿岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進する措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図る措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

- 一、栽培漁業の計画的な推進を図るため、農林水産大臣は、同漁業の対象とする魚種について、その種苗の生産及び放流並びに育成に関する基本方針を定め、また、都道府県は、国の基本方針と調和を図りつつ、その地先水面の実情に応じた基本計画を定めることができることとする。
- 二、栽培漁業の効果の実証及びその普及を図るため、都道

府県知事は、放流効果実証事業の実施主体として、一定の要件を備える民法法人を当該都道府県に一を限り指定することができることとする。

三、沿岸漁場の安定的な利用関係を確保するため、漁業協同組合等と釣り船業者団体等との間で漁場利用協定の締結が促進されるよう都道府県知事は勧告をすることができるとするとともに、当該協定の遵守について紛争が生じた場合にあつせんをすることができるとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、両案の主な内容を御報告申し上げます。

沿岸漁場整備開発法改正案は、最近における沿岸漁業を取り巻く諸情勢の推移にかんがみ、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進する措置を講ずるとともに、沿岸漁場における漁業と遊漁の安定的な利用関係の確保を図る措置を講じようとするものであります。

また、漁業法及び水産資源保護法改正案は、両法の罰金

の額が、それぞれ昭和二十四年、昭和二十六年の法制定後現在に至るまで改正されておらず、その間の経済事情の変動等に必ずしも適合したものとなっていない等のため、両法の罰金の額をそれぞれ十倍に引き上げるとともに、両法の規定に違反した者に科する没収対象範囲の拡大等を行うこととするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審査を行いました。

質疑の主な内容は、昭和四十年代以降現在に至るまでの漁業政策の推移、漁業法体系の見直し、資源管理型漁業への移行の必要性、漁場環境保全対策、栽培漁業の位置づけと振興対策、放流効果実証事業の推進方策、協力金の拠出・收受方法、遊漁と漁業との漁場利用調整のあり方、密漁取り締まり体制の整備充実等であります。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、両案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上御報告申し上げます。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）（衆議院送付）

五八、 三、二九 内閣提出

五、一二 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、漁業法及び水産資源保護法の罰金の額が、それぞれ昭和二十四年、昭和二十六年の法制定後現在に至るまで改正されておらず、その間の経済事情の変動等に必ずしも適合したものとなっていないこと、また、密漁等両法の違反が多発しており、その発生を防止することが緊要となつてゐること等のため、両法の罰金の額をそれぞれ十倍に引き上げるとともに、両法の規定に違反した者に科する没収の対象範囲を拡大しようとするものである。

委員長報告

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律案の委員長報告

告参照

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）（衆議院送付）

五八、 四、一九 内閣提出

五、一〇 衆可決

五、一三 参可決

要旨

本法律案は、近年における家畜受精卵移植技術の確立、凍結精液の国際的流通の進展等、家畜の改良増殖をめぐる情勢の変化に対応して、家畜の改良増殖の一層の促進を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜受精卵移植について、その健全な発展と円滑な普及を図るため、家畜受精卵移植技術の特性に応じた規制措置を講ずることとする。

二、輸入された家畜人工受精用精液であつて、一定の事項を記載した証明書が添付されているものについては、国

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）
（衆議院送付）

五八、 二、 四 内閣提出

三、 八 衆可決

四、 四 参可決

要旨

本法律案は、金属鉱物資源の中でも、ニッケル、クロム等の希少金属が、鉄鋼業、機械工業、電子工業等における原材料として我が国の産業活動及び国民生活にとって必須の重要資源であり、さらに、そのほとんどを輸入に依存していることにかんがみ、希少金属の安定供給を確保するため、国を主体とする備蓄対策として次のような措置を講じようとするものである。

一、金属鉱業事業団の目的に、従来の「金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付け」に加え、新たに「金属鉱産物の備蓄」を追加する。

二、同事業団の業務の範囲に、「金属鉱産物の備蓄」業務を追加する。

委員長報告

ただいま議題となりました金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

ニッケル、クロム等の希少金属は、近年、わが国の産業活動及び国民生活にとって必須の重要資源となっております。一方、希少金属の供給は、その大半を政情不安定な国等からの輸入に依存しているなど、その供給構造はきわめて脆弱であり、希少金属の安定供給を図ることは、わが国の経済安全保障を確保する上での緊急の課題となっております。

本法律案は、希少金属の供給途絶等の非常事態に備えて、国家備蓄制度を創設し、国が主体となって備蓄対策を講ずるため、金属鉱業事業団法を改正し、事業団みずから金属鉱産物の備蓄を実施し得ることとしようとするものであります。

委員会におきましては、希少金属の需給状況、備蓄制度運用上の諸問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

川理事より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、本法律案に対し、国家備蓄制度の運用方針についての附帯決議が行われたことを申し添えまして、御報告を終わります。

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）（衆議院送付）

五八、 二、一五 内閣提出

三、二四 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、最近における基礎素材産業をとりまく内外の厳しい経済情勢にかんがみ、特定不況産業安定臨時措置法が廃止するものとされる期限を五年延長して昭和六十三年六月三十日までとするとともに、基礎素材産業の構造改善を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとお

りである。

一、題名の改正

題名を「特定産業構造改善臨時措置法」に改める。

二、目的の改正

法律の目的を「特定不況産業における不況の克服と経営の安定」から「特定産業の構造改善」に改める。

三、特定産業の指定

特定産業として指定可能な候補業種として、電炉業、アルミニウム製錬業、化学繊維製造業、化学肥料製造業、合金鉄製造業、洋紙製造業及び板紙製造業並びに石油化学工業を法定するほか、生産費の相当部分を原材料及びエネルギー費用が占める業種で、構造改善が必要なものを昭和五十九年末までに政令で追加指定するとともに、これらの候補業種のうち、当該業種の大部分の事業者の申出があつたものについて、特定産業として政令で指定する。

四、構造改善基本計画

主務大臣は、特定産業ごとに、目標年度における構造改善の目標、設備の処理、事業提携、原材料・エネルギーコスト低減のための設備投資、新商品・新技術の開発、

雇用安定を含む事業転換等構造改善を図るための基本的事項を定める構造改善基本計画を作成し、告示する。

五、事業提携計画の承認

主務大臣は、事業者が構造改善基本計画に従つて作成した事業提携計画（生産・販売の共同化、合併等の事業提携に関する事項を定めるもの）について、独占禁止法上の問題が生じないよう公正取引委員会と意見を調整した上で、これを承認する。

六、特定不況産業信用基金の改称

「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」と改称する。

七、その他

特定産業の構造改善を図るために必要な資金の確保、課税の特例に係る規定を設けるとともに、雇用の安定、関連中小企業の経営の安定に係る規定、主務大臣と労働大臣との協定規定等について所要の整備を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案は、アルミニウム精錬業、石油化学工業等の基礎素材産業をめぐる最近の厳しい経済情勢にかんがみ、その直面する構造的な問題を解決し、構造改善を図るため、現行法の廃止期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長するとともに、題名を改め、従来の設備処理等に関する措置に加えて、新たに、事業提携、原材料・エネルギーコストの低減のための設備投資等の措置を計画的に講じようとするものであります。

次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案は、構造不況業種に対する依存度の大きい特定地域において、多数の中小企業の経営がなお不安定であることにかんがみ、現行法の廃止期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長するとともに、題名を改め、新たに、特定地域の中小企業の振興を図るための対策を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して質疑を行い、八人の参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進めました。質疑で取り上げられた主な点は、現行法施行後五年間の経過と実績の評価、不況業種における設備処理

の状況、雇用や関連中小企業、地域経済等にもたらす影響と対策、設備処理カルテルの進め方とアウトサイダー対策、事業提携計画の承認と独占禁止法上の判断基準、産業調整政策と競争政策との関係、基礎素材産業の将来展望、中小企業の新分野開拓事業等実施計画の進め方等の諸点であります。詳細は会議録に譲ります。

両案に対する質疑を終わりましたところ、日本社会党を代表して吉田理事より、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、雇用安定のための措置を一層明確にすること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、同法案の討論に入りましたところ、日本社会党阿具根委員より修正案賛成、原案反対、自由民主党・自由国民会議降矢理事より修正案反対、原案賛成、日本共産党市川理事より修正案に棄権、原案反対、公明党・国民会議田代委員より修正案反対、原案賛成、民社党・国民連合井上委員より修正案反対、原案賛成の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、吉田理事提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しては、構造改善は事業者の自助努力を前提として進めること等五項目の附帯決議が行われました。

次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、高度技術工業集積地域開発促進法案は、通常テクノポリス法案と呼ばれているものでありまして、三大都市圏以外の特定地域において、高度の技術力を持つ工業の効率的な開発を促進し、地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展を図るため、開発指針、開発計画の樹立等の措置を定めるとともに、開発計画の実施を促進するため必要な税制その他の助成措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、均衡ある経済発展の理念と対象地域設定の進め方、先端技術産業等の地方進出の可能性等の諸点について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、開発計画の実施に当たり地方の財政負担に配慮すること等六項目の附帯決議が行われました。以上御報告申し上げます。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）（衆議院送付）

五八、二、二六 内閣提出

三、二四 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本法律案は、中小企業者の経営安定を目的として昭和五十三年十一月以降施行されている特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正しようとするものであつて、その主な改正点は次のとおりである。

一、現行法が廃止するものとされる期限（本年六月三十日まで）を五年間延長し、昭和六十三年六月三十日までとする。

する。

一、現行法の題名を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に改めるとともに、本則中において、「特定不況業種」を「特定業種」に、「特定不況地域」を「特定地域」にそれぞれ改める。また、新規施策の追加に伴い、目的に新規施策事項を追加する。

三、新たに特定地域の中小企業者の振興を図るための対策として、認定中小企業者等は新商品・新技術の研究開発、需要の開拓、人材養成等を内容とする新分野開拓事業等に係る実施計画を策定し、都道府県知事による承認を受けることができることとする。

委員長報告

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

高度技術工業集積地域開発促進法案（閣法第五四号）（衆議院送付）

五八、四、一 内閣提出

五八、 四、一九 衆可決

四、二七 參可決

要旨

本法律案は、高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、地域の経済の発展を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「高度技術に立脚した工業開発」とは、既に立地し、高度技術の開発を行う企業、又は高度技術を製品又は生産に利用する企業の育成、及び高度技術の開発を行う企業立地の促進を内容とする工業開発をいう。

二、対象地域

工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域（三大都市圏）以外の地域であつて、技術革新に即応した工業振興を図るために必要な企業の集積、高度技術に関する大学の存在、高速輸送に係る施設の利用が容易であること等の基本的要件を具備している地域を対象とする。

三、開発指針、開発計画の策定

主務大臣は、高度技術に立脚した工業開発の地域設定、目標設定、目標達成に必要な事業、環境保全等の重要事項を内容とする開発指針を定める。

都道府県は、開発指針に基づき、対象地域、開発目標、開発主体及びその業務運営、工業用地等の施設整備及び用地確保に関連する農用地の整備等を内容とする開発計画を定め、主務大臣に承認を申請する。

四、税制その他助成措置

主務大臣の承認を受けた開発計画に必要な業務を営む民法法人に係る基金に充てるための負担金を支出した場合の損金算入の特例の適用、試験研究に係る設備その他の償却資産に係る不均一課税による固定資産税の減収額についての地方交付税による補填、資金事情、財政事情及び法令を考慮の上で、開発事業経費に充てる地方債の起債に対する特別の配慮等の助成措置を行うものとする。

委員長報告

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律案（閣法第五六号）（衆議院送付）

五八、 四、二〇 内閣提出

五、一〇 衆可決

五、一八 参可決

要旨

最近の保護貿易主義の高まりに対し、わが国政府は自由貿易体制を堅持し、貿易の拡大均衡により世界経済の発展をはかるため、市場開放措置を講じてきた。本法律案は、その一環として我が国の基準・認証制度の基本的見直しが必要とされている事情にかんがみ、国内における各種製品の使用者に係る安全その他の利益を図りつつ、認証手続における内外無差別を法制度的に確保するため、消費生活用製品安全法等十六法律を一括して所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、改正の対象となる法律

- (一) 消費生活用製品安全法
- (二) 高圧ガス取締法

(三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(四) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(五) 計量法

(六) 電気用品取締法

(七) ガス事業法

(八) 肥料取締法

(九) 農業機械化促進法

(十) 農薬取締法

(十一) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

(十二) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

律

(十三) 栄養改善法

(十四) 薬事法

(十五) 道路運送車両法

(十六) 労働安全衛生法

二、各法律を以下の方針に従つて改正する。

(一) 外国において製品の製造を行う者が、自ら我が国の認証を取得するため、直接申請をなしうるものとする。

(二) 外国の製造業者の認証取得に係る手続き及び認証を

取得した外国の製造業者の遵守すべき事項は、国内の製造業者と同様とする。

(三) 外国の製造業者が法令に違反した場合その他一定の事由に該当するときは、認証を取り消すことができるものとする。

(四) 副作用情報の収集等外国の製造業者が日本国内において恒常的に果たすべき義務を負っている場合は、当該事項を実施する者を日本国内に置かなければならぬこととする。

(五) その他、手数料の特則等所要の規定の整備を行うこと。

委員長報告

ただ今議題となりました外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のため関係法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における国際経済情勢の推移にかんがみ、貿易の均衡的拡大に資するため、国内における各種製品の使用者に係る安全その他の利益の確保を図りつつ、認

証手続における内外無差別を法制度的に確保するため、消費生活用製品安全法等十六法律を一括して改正し、外国の製造事業者がわが国の各種製品の型式の承認等を取得するための手続等の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、本法案提出の背景とその実効性、貿易政策のあり方、基準の国際化の推進、食品添加物・医薬品等の使用者の安全確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、輸入製品の使用者に対する安全の確保等に関する附帯決議が行われましたことを申し添えまして、御報告を終わります。

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
31	海上衝突予防法の一部を改正する法律案		五八、二二八	受 五八、三二五 領	付 五八、三二三 託 (予) 議 五八、三三〇 決	付 五八、三三一 託 (予) 議 五八、三三二 決	
46	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案		三二三	受 四二八 領	付 三二三 託 (予) 議 五二七 決	付 三二三 託 (予) 議 五二七 決	
48	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案		三二三	受 四二八 領	付 三二三 託 (予) 議 五二七 決	付 三二三 託 (予) 議 五二七 決	
第九十七回国会 3	日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案		五七、一三〇	受 五八、四一五 領	付 五八、四二〇 託 (予) 議 五八、五二二 決	付 五八、四二五 託 (予) 議 五八、五二三 決	五八、四二〇 本会議で趣旨説明聴取

本院議員提出法律案（一件）

第九十六回 国会 6	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月日出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
		貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案	小柳 勇君 外三 (五七、五二)名		付 五七、五二 未	了	

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）（衆議院送付）

五八、 二、一八 内閣提出
三、二五 衆可決
三、三一 参可決

要旨

本法律案は、海上における衝突の予防のための国際規則が改正され、本年六月一日から発効するのに伴い、国内法を整備しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

第一 分離通航方式に係る航法

一、小型の動力船及び帆船は、沿岸通航帯を航行することができるとする。
二、分離通航帯において航行の安全を確保するための作業等に従事している操縦性能制限船は、分離通航方式に係る航法に従うことを要しないこととする。

第二 灯火及び形象物

一、えい航されている船舶等で相当部分が水没しているため視認が困難であるものについて、表示すべき灯火及び形象物を別に定めることとする。
二、小型の動力船等が表示すべき灯火又は形象物について緩和措置を定めることとする。

三、えい航船及びえい航されている船舶等が表示すべき灯火又は形象物について、表示することができない場合の代替措置を定めることとする。

四、掃海作業に従事しているびよう泊中の操縦性能制限船が表示すべき灯火及び形象物を改めるとともに、その表示すべき灯火又は形象物の示す危険水域の範囲を改めることとする。

第三 音響信号及び発光信号

- 一、びよう泊中の漁ろうに従事している船舶及び操縦性能制限船が行うべき音響信号を改めることとする。
- 二、他の船舶の注意を喚起するための灯火の使用について制限することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました海上衝突予防法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一九七二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、国内法を整備しようとするものであります。その主な内容は、第一に、近年の分離通航方

式の定着に伴い、同方式が適用される海域における船舶の円滑な交通等を確保するため、小型船等が遵守すべき航法について規制を緩和すること、第二に、小型船の船舶交通の実態に即して、その表示すべき灯火及び形象物の規制を緩和すること、第三に、船舶の行うべき信号について一層の改善を図るため、錨泊中の操縦性能制限船が行うべき音響信号の改正等を行うこと等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）（衆議院送付）

五八、三、二二 内閣提出

四、二八 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、近海海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別措置の対象となる船員の離職の日に関する期限（現行昭和五十八年六月三十日まで）を昭和六十三年六月三十日まで延長するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、近海海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別措置の対象となる船員の離職の日に関する期限を、昭和六十三年六月三十日まで延長するものであります。

次に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書が

本年十月二日に発効するのに伴い、国内法を整備するものであります。その主な内容は、第一に、新たに、軽質油の排出についても重質油と同様の規制を行うとともに、一定のタンカーについて構造規制を行う等船舶からの油の排出に関する規制を強化すること、第二に、新たに、船舶からの有害液体物質等の排出について、油と同様に規制を行うこと、第三に、船舶からのその活動に伴う廃棄物の排出について、一定の船舶に排出防止設備の設置を義務付ける等規制を強化すること、第四に、新たに、一定の船舶又はタンカーの海洋汚染防止設備等について検査を義務付けるとともに、合格した船舶には国際海洋汚染防止証書等を交付すること等であります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）（衆議院送付）

五八、 三、二二三 内閣提出

四、二八 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」が、本年十月二日から発効するのに伴い、国内法を整備しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、新たに、軽質油の排出についても重質油と同様の規制を行うとともに、一定のタンカーについて構造規制を行う等船舶からの油の排出に関する規制を強化することとする。

二、新たに、船舶からの有害液体物質等の排出について、油と同様に規制を行うこととする。

三、船舶からその活動に伴う廃棄物の排出について、一定の船舶に排出防止設備の設置を義務付ける等規制を強化

することとする。

四、新たに、一定の船舶又はタンカーの海洋汚染防止設備等について検査を義務付けるとともに、合格した船舶には国際海洋汚染防止証書等を交付することとする。

五、施行期日は、それぞれの規制内容に応じて、原則として議定書の各附属書が日本国について効力を生ずる日にあわせることとする。

委員長報告

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案（第九十七回国会閣法第三号）（衆議院送付）

九十七回国会 五七、一一、三〇 内閣提出

衆継続審査

九十八回国会 五八、 三、二二二 衆本会議趣旨説明

四、一五 衆修正

要旨

本法律案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和五十七年七月三十日に行われた臨時行政調査会の答申を尊重して、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備するため、国が講ずべき施策等について定めるとともに、日本国有鉄道再建監理委員会の設置等に関し、所要の事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 日本国有鉄道の経営する事業の再建

一、国は、臨時行政調査会の答申を尊重して国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備することにより、当該事業の再建を推進することを基本方針とする。

二、国は、右の体制整備を図るため、国鉄の経営する事業に関する効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のために必要となる国鉄の長期債務の償還等に関する施策を講ずるものとする。

三、国及び国鉄は、国鉄の経営する事業の運営の改善のために緊急に措置を講ずべき事項に関し、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づき措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二 日本国有鉄道再建監理委員会

一、国の施策の策定及びその計画的かつ円滑な実施に資するため、総理府に日本国有鉄道再建監理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

二、委員会は、基本方針に従つて、効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のために必要となる国鉄の長期債務の償還等に関する重要事項について、企画し、審議し、決定し、内閣総理大臣に意見を述べるものとし、また、国鉄経営改善のために講ずべき緊急措置の基本的な実施方針について内閣総理大臣に意見を述べることができるものとする。内閣総理大臣は、これらの意見を尊重しなければならないものとする。

三、内閣総理大臣は、委員会の意見を受けて講ぜられる施策等の内容及び実施状況に関し、必要に応じ、委員会に通知するものとし、委員会は、必要があると認め

るときは、当該意見を受けて講ぜられる国の施策等について内閣総理大臣等に勧告することができるものとする。

四、委員会は、五人の委員により組織することとするほか、委員の任免等及び委員会の組織に関し必要な事項を定めるとともに、委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び国鉄総裁に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができると並びに国鉄の経営する事業の運営状況を調査することができるものとする。

第三 その他

国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備を図るための施策は、昭和六十二年七月三十一日までに講ぜられるものとする。

なお、衆議院において、附則第三項中「(昭和五十七年法律第 号)」を「(昭和五十八年法律第 号)」に改める修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和五十七年七月三十日に行われた臨時行政調査会の第三次答申を受けて、国鉄の事業再建推進のための体制を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国は臨時行政調査会の答申を尊重して、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備することにより当該事業の再建を推進することを基本方針とするとともに、この体制整備のために必要な効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のための長期債務の償還等に関する施策を講ずることとしております。

第二に、国及び国鉄は、国鉄の事業運営の改善のために緊急に措置を講ずべき事項に関し、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づく措置その他必要な措置を講ずることとしております。

第三に、国の施策の策定及びその計画的かつ円滑な実施に資するため、総理府に日本国有鉄道再建監理委員会を置

くこととし、同委員会は、基本方針に従い、効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のために必要な重要事項について、みずから企画、審議、決定し、内閣総理大臣に意見を述べることに及び緊急に講ずべき措置の基本的な実施方針について内閣総理大臣に意見を述べることができ、こと並びに同委員会からこれらの意見が出されたときは、内閣総理大臣は、これを尊重しなければならないこととしております。

また、日本国有鉄道再建監理委員会は、五人の委員により組織することとするほか、国の施策等について内閣総理大臣等に勧告することができること並びに関係行政機関の長及び国鉄総裁に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができること等としております。

第四に、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備を図るための施策は、昭和六十二年七月三十一日までに講ぜられることとしております。

第五に、運輸大臣は、国鉄の経営改善計画の変更の承認または指示をしようとするとき及び国鉄の予算の調整を開始しようとするときは、日本国有鉄道再建監理委員会の意見を聞かなければならないこととしております。

委員会におきましては、委員派遣による地方公聴会の開催及び現地調査、社会労働委員会との連合審査会、参考人よりの意見聴取等きわめて熱心かつ慎重な審議が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党青木理事より反対、自由民主党・自由国民会議江島理事より賛成、日本共産党立木委員より反対、公明党・国民会議黒柳理事及び民社党・国民連合伊藤委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、青木理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案に係る日本国有鉄道再建監理委員会の人選等六項目を内容とする附帯決議が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○逓信委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
5	電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案	逓信委員長 (五八、五二一)	五八、一三八	受 五八、三三 領	付 五八、一三六 託 (予) 五八、三三 議 五八、三三 決 五八、三三 議 五八、三三 決 五八、三三	付 五八、一三八 託 (予) 五八、三三 議 五八、三三 決 五八、三三 議 五八、三三 決 五八、三三	
6	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案		一三八	受 三三 領	付 一三六 託 (予) 三三 議 三三 決 三三 議 三三 決 三三	付 一三八 託 (予) 三三 議 三三 決 三三 議 三三 決 三三	
7	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案		一三八	受 四二八 領	付 一三六 託 (予) 五二〇 議 五二〇 決 五二〇 議 五二〇 決 五二〇	付 一三八 託 (予) 四二七 議 四二七 決 四二七 議 四二七 決 四二七	
15	公衆電気通信法の一部を改正する法律案		二、四	受 四二八 領	付 二、八 託 (予) 五二〇 議 五二〇 決 五二〇 議 五二〇 決 五二〇	付 二、四 託 (予) 四二八 議 四二八 決 四二八 議 四二八 決 四二八	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
10	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	逓信委員長 (五八、五二一)	五八、五二三	五八、五二三	付 五八、五二三 託 (予) 五八、五二五 議 五八、五二五 決 五八、五二五 議 五八、五二六 決 五八、五二六	付 五八、五二三 託 (予) 五八、五二五 議 五八、五二五 決 五八、五二五 議 五八、五二六 決 五八、五二六	

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

(閣法第五号)(衆議院送付)

五八、 一、二八 内閣提出

三、 三 衆可決

三、二二三 参可決

要旨

本法律案は、電話加入権に質権を設定することができる特例措置が昭和五十八年三月三十一日をもつて期限切れとなるが、現在なお庶民金融の担保物として相当程度利用されていること及び本制度の存続に対する要望が強いこと等にかんがみ、再延長を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電話加入権に対する質権の設定を昭和五十八年四月一日以降も当分の間許容すること。

二、質権の設定を登録する場合等の手数料額については、日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて定めること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案は、電話加入権に質権を設定することができる特例措置が昭和五十八年三月三十一日をもつて期限切れとなるが、現在なお庶民金融の担保物として相当程度利用されていること及び本制度の存続に対する要望が強いこと等にかんがみ、電話加入権に対する質権の設定を昭和五十八年四月一日以降も当分の間許容しようとするものであります。

次に、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案は、現在加入電話等公衆電気通信設備の拡充に要する資金の一部を調達するため、暫定措置として加入電話加入申込者等に電信電話債券を引き受けさせているが、電信電話等の需要を充足するための態勢が整ったことにかんがみ、債券の引受制度を昭和五十八年三月三十一日限りで廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を便宜一括して審査し、電話加入者等による債券引受制度の果たした役割り、今後の建設投資資金の調達方法、設備料の引き下げ、電話

加入権質の設定状況と制度再延長の理由等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、両法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

三、 三 衆可決

三、一三三 参可決

要旨

本法律案は、現在、加入電話等公衆電気通信設備の拡充に要する資金の一部を調達するため、暫定措置として加入電話加入申込者等に電信電話債券を引き受けさせているが、電信電話等の需要を充足するための態勢が整ったことにかんがみ、債券の引受制度を昭和五十八年三月三十日限りで

廃止しようとするものである。

委員長報告

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

四、二八 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険の積立金の運用範囲を郵便年金の積立金並みに拡大しようとするものである。

すなわち、簡易生命保険の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加えようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、信託会社等への金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加え、その運用範囲を郵便年金の積立金並みに拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、法改正のメリットと資金運用制度の一層の改善、簡易保険の青壮年層等への普及方策、保険料団体払い込み制度の適正な運用、加入者福祉施設のあり方等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、高橋圭三理事より附帯決議案が提案され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、公衆電気通信法の一部を改正する法律案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差是正を図るため、

区域外通話地域の距離が三百二十キロメートルを超える遠距離通話料について、現行の四秒ないし三秒ごとに十円であるものを一律四・五秒ごとに引き下げようとするものがあります。

委員会におきましては、料金決定原則の確立等料金政策の明確化、グループ料金制の早期実現、電話福祉施策の充実、夜間・日曜割引地域の拡大等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、高橋圭三理事より附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。以上御報告申し上げます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）（衆議院送付）

五八、二、四 内閣提出

四、二八 衆可決

五八、 五、一一 参可決

要旨

本法律案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差是正を図るため、区域外通話地域の距離が三二〇キロメートルを超える遠距離通話料について、一律四・五秒（現行三二〇キロメートルを超え五〇〇キロメートルまで四秒、五〇〇キロメートルを超え七五〇キロメートルまで三・五秒、七五〇キロメートルを超えるもの三秒）ごとに一〇円に引き下げようとするものである。

委員長報告

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）（衆議院提出）

五八、 五、一一 衆通信委員長提出

五、一二 衆可決
五、二六 参可決

要旨

本法律案は、道路法による許可を受けずに道路を占用するなど違法な手段によつて設置されている有線放送設備が増加している現状にかんがみ、有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、標記両法について所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者は、道路法等の許可を受けずに設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の電柱等に設置されている有線電気通信設備によつて有線放送をしてはならないこととする。

二、郵政大臣は前記規定に違反する行為者に対して業務停止の処分を行おうとする場合、それが道路法に起因するものにあつては、あらかじめその旨を建設大臣に通知するものとし、建設大臣は当該道路法違反に関する意見を郵政大臣に述べることができることとする。

三、郵政大臣は、違法に設置されている有線電気通信設備の設置状況等について、道路管理者等から資料の提供その他の協力を求めることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院通信委員長提出に係るものでありまして、その骨子は、有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線放送の業務を行う者が、道路、電柱等に許可なく放送線を架設するなど違法な手段によって設置されている有線電気通信設備を使用して、有線ラジオ放送または有線テレビジョン放送を行うことを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、有線放送業務の許可制、違法設置の放送線の撤去措置、放送線添架に関する一柱一条主義の見直しなどについて質疑が行われました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会

一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)(衆議院送付)

五八、二、一六 内閣提出

三、二五 衆承認

三、三一 参承認

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入は二千九百十五億円、事業支出は三千二十一億一千万円で、事業収支は百六億一千万円の赤字となっ

ておりますが、これは前三カ年度よりの繰越金をもって補てんすることにしております。

また、事業計画におきましては、その重点を視聴者の意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化、放送衛星の打ち上げなど新しい放送サービスの推進等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、衛星放送などニューメディアの有効活用問題を初め、国際放送の拡充強化、業務の効率化

等財政基盤の強化方策、公共放送としての番組編集のあり方、ロサンゼルス・オリンピック放送権料等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森昭理事より、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保することなど四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告申し上げます。

○建設委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
16	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案		五八、二、四	五八、三、二四	付託 可決	付託 可決	
41	建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案		三二、一	四二、八	(予)可決	三二、一 修正	

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付）

五八、 一、 四 内閣提出

三、 二四 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本案の主な内容は次の通りである。

一、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するため、昭和五十八年度を初年度とする第九次道路整備五箇年計画を定めること。

二、道路整備五箇年計画にあわせて、昭和五十八年度を初年度とする第六次奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長すること。

委員長報告

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地

等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化等を図るため、新たに昭和五十八年度を初年度とする道路整備五カ年計画を定めるとともに、同計画にあわせて、昭和五十八年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

委員会においては、第九次道路整備五カ年計画の概要、特定財源制度のあり方、高速自動車国道の採算性の問題、本四連絡橋の建設状況と料金問題及び東京湾横断道路と東京外郭環状道路問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、井上吉夫理事により六項目にわたる各会派共同提

案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第四

一号）（衆議院送付）

五八、三、一一 内閣提出

四、二八 衆修正

五、一三 参可決

要旨

本法律案は、建築物の設計及び工事監理の適正化を図るため建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に関する事務の簡素合理化を図ろうとするものであり、主な内容は次の通りである。

第一 建築士法の改正

一、建築士資格の整備

百平方メートルを超え、三百平方メートル以下の木造建築物に係る設計又は工事監理を行うことができる

者として、都道府県知事の免許に係る木造建築士資格を設けるものとする。

（なお、木造建築士の名称及び対象規模については、衆議院において修正されたものである。）

二、建築士試験の実施体制の合理化

建設大臣又は都道府県知事は、その指定する者に、建築士試験の実施に関する事務を行わせることができることとする。指定試験機関に関する規定を整備するものとする。

三、建築士の適正な業務執行の確保等

建築士の懲戒事由の拡充等を行い、建築士の適正な業務執行を確保するとともに、建築士事務所の登録の有効期間の延長等建築士事務所に係る制度の改善整備を行うものとする。

第二 建築基準法の改正

一、建築確認制度及び建築検査制度の合理化

いわゆるプレハブ住宅及び小規模な建築物の建築及びその建築の工事につき、建築基準法令の単体規定の一部を確認及び検査の対象法令から除外するものとする。

二、建築物の適正な維持保全の確保

建築物の維持保全に関する計画の作成等建築物の適正な維持保全を確保するための規定の整備を行うものとする。

三、建築確認に関する消防長等の同意制度の合理化

防火地域等以外の区域内における住宅に係る建築確認に関し、消防長等の同意を不要とし、消防長等に通知すれば足りるものとする。

第三 その他

一、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二、消防法その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、建築物の設計及び工事監理の適正化を図る

ため木造建築士資格の創設その他建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に関する事務の簡素合理化を図るため建築士試験の実施体制の整備並びに特定建築物の確認及び検査に係る対象法令の範囲の限定等を行うものとするものであります。

委員会におきましては、住宅建設の促進と景気対策、木造建築士の業務範囲の拡大、建築確認・検査制度の合理化及び違反建築物に対する指導監督の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、茜ヶ久保理事より、五項目にわたる自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各会派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○予算委員会

予 算 (三件)

番号	件名	提出月日	本院受領月日	参議院	衆議院	備考
1	昭和五十八年度一般会計予算	五八、一、三三	五八、三、八	付託 委員 議決 可決 五八、四、四 五八、四、四	付託 委員 議決 可決 五八、三、八 五八、三、八	
2	昭和五十八年度特別会計予算	一三三	三、八	(予) 委員 議決 可決 四、四 四、四	一三三 委員 議決 可決 三、八 三、八	
3	昭和五十八年度政府関係機関予算	一三三	三、八	(予) 委員 議決 可決 四、四 四、四	一三三 委員 議決 可決 三、八 三、八	

<p>昭和五十八年度一般会計予算 (閣予第一号) 昭和五十八年度特別会計予算 (閣予第二号) 昭和五十八年度政府関係機関予算 (閣予第三号) (いずれも衆議院送付)</p> <p>五八、一、三三 内閣提出</p>	<p>委員長報告 ただいま議題となりました昭和五十八年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御</p> <p>三、八 衆可決 四、四 参可決</p>
--	---

報告申し上げます。

五十八年度予算は、経費の節減合理化による規模抑制、各種施策の優先順位の厳しい選択等を基本に編成されておりますが、その内容は、すでに竹下大蔵大臣から財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

予算三案は、一月二十二日国会に提出され、二月一日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って三月九日から審議に入りました。自來、本日まで審査が行われましたが、その間、二月二十五日に札幌、名古屋、福岡の三市で地方公聴会を、三月二十二日中央公聴会を行い、翌二十三日から三日間委嘱審査を、また四月一日外交・防衛、二日に財政・経済に関する集中審議を行うなど、終始慎重かつ熱心に審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち主なもの若干につきまして、その要旨を御報告申し上げます。

まず、総理の政治姿勢に関しまして、「ロッキード疑獄事件に対する総理の見解及び衆議院に提案された田中元総理の議員辞職勧告決議案に対する総理の姿勢は政治倫理の確立に欠けるのではないか」との質疑があり、これに対し

中曽根総理大臣より、「ロッキード事件ははなはだ遺憾な出来事であり、日本の政界のためにも深く悲しむものである。政治倫理の問題はわれわれも深く思いをいたし、みずから戒め、国民の模範となるよう努力しなければならぬ。辞職勧告決議案は、衆議院議院運営委員会で審議中で、その判定は、憲法、国会法、代議政治の本質等を踏まえて考えなければならない。国権の最高機関である国会は、国会議員によって構成され機能しており、その国会議員は選挙によって選挙民とつながっている。こうした過程を考慮するならば、国会議員の地位を剝奪するかそれに関連する重大な行為、すなわち選挙民との関係を切断するような行為を、第三者が本人の意思にかかわらず、果たして二分の一という多数決で行っていいかどうか。よほど慎重でなければならぬ」旨の答弁がありました。

次に、憲法問題に関し、「かねてから改憲論者であり、さまざま改憲案を提示し、意見を述べてきた総理の現在の憲法観及び具体的な改正箇所を聞きたい」との質疑に対し、中曽根総理大臣より、「現行憲法の歴史的評価としてその果たした役割りは非常に大きい。憲法の平和主義、基本的的人権尊重、民主主義福祉国家の理念、国際協調主義に

より戦前の時代に比べ非常に明るい、伸びやかな社会が現出して、いわゆる市民社会の岩盤が厳然と発達し、そして中産階層を中心に貧富の差のない、非常にいい世の中ができていく。これは憲法の力に負うところが非常に大きいことを素直に認めなければならぬ。民主主義社会にタブーはあってはならず、あらゆる問題を国民が自由活発に論議できることが必要で、法律や憲法の問題も自由に論議し、よりよきものへ進めていく必要があると考えている。しかし、総理大臣として憲法問題で具体的な内容にわたっては是非を論ずることは、誤解を与えるので避けたい。なお、中曾根内閣は憲法改正を政治日程にのせないし、憲法改正問題を選挙の争点にしようとは考えない」旨の答弁がありました。

外交問題に関しては、「世界各国は国際平和を望みながらも、現実には米ソ超大国の軍事バランスに依存していると思われるが、総理の国際情勢の基本認識を伺いたい。総理は今年一月の訪米で、日米の信頼のきずなを深めたと述べているが、米国の言いなりになり、レーガン政権の危険な世界戦略に傾斜し過ぎではないか」などの質疑がありました。

これに対し、中曾根総理大臣並びに安倍外務大臣より、「今日の国際情勢は米ソを中心とする対立が雪解けの状態に至っていないばかりか、米ソ超大国の核バランスを基本に、東西間の力の均衡によって、ようやく平和と安定が保たれているというのが冷厳な現実である。ソ連は十数年来、一貫して軍事力の増強を行っており、このまま放置すればソ連が優位に立つという情勢にある。極東においても、ソ連はSS20やバックファイアを多量に配備するなど、陸海空にわたって顕著な軍備増強を行っており、われわれは非常に注目をし、かつ脅威を感じざるを得ない。日米関係については、現内閣発足当時、米国の上院で、日本の防衛努力に関する決議が満場一致通過するなど不協和音が聞かれ、日本の安全保障上もゆゆしい事態と考え、政府はみずからの責任で、防衛費を初めわが国が果たすべき防衛任務を説明するとともに、武器技術供与に関する懸案を解決する等日米間の防衛摩擦の改善を図り、さらに貿易摩擦解消のため関税の引き下げ、非関税障壁の改善等を行い、牛肉・オレンジの自由化問題も米側が事務レベルでの話し合いに応ずるなど、訪米外交は大きな成果を上げた。日本にとって対米関係を改善、円滑化することは何よりも大切で、米

に傾斜とか、レーガン政権に追隨の批判は間違いである」旨の答弁がありました。

防衛問題に関しては、「総理訪米時の不沈空母、三海峡封鎖、シーレーン防衛等の発言は、いたずらにソ連を刺激し、国際緊張を高めると同時に、憲法で認められない集団自衛権行使に拡大する危険はないか。海峡封鎖やシーレーン防衛は国際法上も問題であり、また現在の自衛隊では実行性にも疑問がある。対米武器技術供与の取り決めは、国会決議に反し認めることはできない。国会の有権解釈が確定するまで実施を凍結すべきではないか。なお、この取り決めは武器輸出につながる危険がある。防衛庁作成の年度防衛計画に複数政党を警備対象に挙げているのではないか。年度防衛計画作成で文民統制に欠ける点はないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣初め関係各大臣より、「不沈空母発言は、自分の国は自分で守るとの歴史の公理を踏まえた決意を示すための比喩と御理解願いたい。防衛政策の基本は抑止力として必要最小限度の防衛力を持つことで、相手が手出しできない力を備える必要がある。自衛力の整備は日本列島防衛に限って進めており、それで不足する部

分は日米安保条約で補い、侵略から日本を守ることにしている。日本が盾で米国がやりの役割りを担い、同心円の防衛体制をとっており、これは有効でかつ安上がりな自衛体制と確信している。中曽根内閣は、歴代内閣の、憲法と非核三原則を守り、専守防衛に徹し、軍事大国にはならないとの基本方針を踏襲しており、集団的自衛体制に進むようなことはない。わが国は四面海に囲まれた国で、海洋の防衛、海上交通の安全確保はきわめて重要である。シーレーン防衛については、防衛力整備の目標として、周辺数百海里、航路帯を設ける場合には千海里を考慮しており、港灣あるいは海峡防備、さらに一般海上における哨戒船団の護衛等各種の作戦を組み合わせた累積効果によって海上交通の安全確保を図るものである。海峡防衛ないし海峡阻止については、わが国が武力攻撃を受けたとき、必要最小限度の範囲で、海峡阻止を行うこともあり得べしということ、その範囲はわが国の領海と公海の分野に限られる。その作戦は機雷の敷設に限らず、状況に応じ有効適切な手だてを、主に自衛隊がこれを行い、必要に応じ米側の支援を受けることになる。海峡阻止のための機雷敷設は、沿岸国のみならず第三国に対する影響も非常に大きいので、慎重の上

も慎重でなければならず、そうした作戦をいつ、いかなる状態で行うかは、事態が起こった時点で判断すべきものと考ええる。武器技術の対米供与については、日本が防衛を担当した当初、兵器も米軍から借りるといった状況であったが、最近ではかなり高度の技術を持つに至ったこと、また、一昨年の大村防衛庁長官訪米の際、米側から技術や武器についての相互性の要請があり、これを基本的に了承してきたこと等の背景を持った懸案事項である。今回の政府決定は、国会の承認を得ている安保条約等に基づく日米安保体制の効果的運用上必要な限度で行うもので、一部政策の変更を伴うものではあるが、国会決議に反するものではないと思う。決議の有権的解釈はもとより国会でお決めいただくことであるが、それまでの間対米関係を凍結せよとの主張は、対外関係処理の権限が憲法上行政府に与えられていることから同意できない。武器本体の輸出は、中曽根内閣はこれを一切行わない方針をすでに決定し、態度を明確にしている。「年度の防衛、警備に関する計画」についての御指摘の件は、五十七年度年防三百八十六を調査したが、該当の事実はない。年防は、新年度が作成されると前年度分は破棄することにしており、五十六年度以前については

確認できない。合法政党は民主主義の根幹をなすもので、これを敵視することはあってはならないし、あり得ない。今後、年防の作成に当たっては、各幕僚長に報告する年防のうち主要なものは長官まで報告し、また、従来は直近上位機関への報告で済ませていた各段階年防のうち主要なものは二段階上まで報告することに改め、チェックシステムを強化し、さらに、全部隊及び機関が作成する年防の一覧表を作成し、長官まで報告するなど、文民統制の徹底を期したい」旨の答弁がありました。

経済問題に関しましては、「世界経済は一九三〇年代当時の不況再来と言われるほど悪化しているが、政府はどう判断しているか。わが国経済は、昨年七月、河本前経済企画庁長官の二番底宣言以来、底をはっており、一向に回復の兆しが見られないが、政府の景気見通しと対策を聞きたい。さらに、来年度の内需主導型の経済運営と、実質成長率三・四%の政府目標の達成は困難ではないか。中曽根総理は前内閣の政策承継を言明しながら、経済審議会に前総理が依頼した経済五カ年計画の策定を御破算にし、他方、自前の中長期経済計画を示さないやり方は、国会論議を混乱させるほか、経済の先行き不安を増幅させ、活動の停滞

を招くのではないか」などの質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣並びに塩崎経済企画庁長官より、「世界経済は先進国が二度の石油ショックによる低成長とインフレ、そして失業、産油国は原油の値下がり、開発途上国は累積債務と、それぞれ苦しい状況下にある。この状況を改善するためには、為替の安定、石油を中心とする資源エネルギー価格等の安定、国際機関による新秩序づくりが重要である。当面、まず先進工業国が中心となつて、世界経済を回復過程に乗せ、再活性化するような方途が講じられることが望まれる。わが国経済の現状は、世界同時不況の影響を受け、五十六年秋ごろより鉱工業生産は一進一退を続け、需要と生産の停滞が設備投資の鈍化を招くといった状況にあったが、最近はややかではあるが逐次在庫調整も進み、物価の安定によって実質消費支出が伸び、さらに円高の定着も見られる。加えて、世界一の経済力を持つ米国が、インフレ対策に成功し、高金利の是正と失業対策、景気対策に重点を移しつつあること、さらに一バレル五ドルの原油価格の値下げは約一兆六千億円の外貨支払いの節約となること等から見て、年度後半には世界経済、ことに米国経済の回復と相まってわが国経済も回復過程を

迎えると思う。五十八年度の経済運営は、貿易摩擦や世界経済の状況にかんがみ、内需二・八％、外需〇・六％の成長見込みで、内需拡大のため住宅金融公庫の貸付規模等の拡大、中小企業の投資減税の創設等を行い、さらに予算の執行、金利政策の運用を機動的、弾力的に行う決意であり、五十八年度三・四％の目標達成は可能である。長期の経済計画に関連して、政府の経済政策がわかりにくいとの批判はごもっともで、実はある意味で政府自身が模索中であることを御理解願いたい。政府としては、日本の国情を考えた場合、いわゆる経済計画的色彩を持ったものが適当であるか疑問がある。したがって、従来の長期計画と異なり、自由主義の経済原則を尊重し、規制や計画をできるだけ避け、非常に弾力性を持ったガイドライン的なものとし、毎年度これを修正していき、民間活力の培養と回復を図ること等を重点に、資金的裏づけのある長期的展望の性格を持ったものをつくりたいと考えている」旨の答弁がありました。

財政問題に関しては、「財政再建を重要な政策課題に掲げながら、国会に提出した中期試算でA、B、Cの三案を示しただけで、どの案で進めるのか、また赤字国債脱却の

目標年次はいつか等を明確にしないのは無責任ではないか。中期試算各年度の巨額な要調整額をどう処理するのか。総理は歳出削減による財政再建を強調するが、一般歳出の査定減額は、五十八年度四千二百八十九億円にとどまっております。兆円単位の大幅な査定減額は不可能ではないか。五十八年度予算で歳出削減をうたいながら、国債償還定率繰り入れ停止による負担先送りや、国民年金特別会計へのツケ回し等、歳出の一時的圧縮の措置が目につき、粉飾予算編成の危険はないか。再建期間中の増税なしを貫くか。結局、政府は大型間接税による増税をねらっているのではないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣並びに竹下大蔵大臣より、「中期試算については、総合的な経済情勢の中で歳入を見積もり、単年度主義の原則に従って予算を編成する場合、非常に規範性を持った後年度負担を推計することは困難であり、ある種の仮定計算に立った推計が現実的である。特例公債脱却の目標年次については、変動要因が多い上に、臨調答申の増税なき財政再建等の関連もあって政府も苦悶しており、いま直ちに示すことはむずかしいが、五年から七年にわたるものと思う。中期試算の要調整額は、等率等

差の数値を前提に後年度負担を推計した結果の数字で、今後の努力によって変化が可能な数値である。この金額は、現行制度、施策をそのまま継続した場合に初めて必要となるものであるが、歳出構造に徹底的なメスを入れるのが政府の方針で、今日の時点で削減及び負担増の額や割合は決められない性格のものと認識している。査定減額は御指摘のとおりであるが、一方、五十七年度の財政中期展望の見通しで、五十五兆円余りと見ていた五十八年度予算規模を、五十兆四千億円に圧縮抑制した実績と努力は評価をいただきたい。今後の削減の困難は身にしみて感じているが、財政全般にわたって国、地方、個人、企業それぞれの分野調整を含め、制度、施策の根源にさかのぼって見直し、歳出削減に努力を傾注するので、ぜひ御協力を願いたい。ツケ回しの批判が出されている措置は、財政負担の平準化を図る趣旨で行ったもので、特定年度に過重な負担や非効率な財政運営となることは避ける必要があり、五十八年度の国民年金特別会計への国庫負担繰り入れの調整は、受給者の将来推移をにらんでの平準化措置である。政府は増税なき財政再建の理念を堅持し、これをてこに制度、施策の根源にさかのぼった歳出削減を図るが、国民のニーズが現行の

制度、施策を維持したいという結論であると見定めれば、その際は負担増を考慮せざるを得ない。したがって、負担増が、ある期間全くないということは断言すべき問題ではない。しかし、少なくとも概念的には大型新税の導入は臨調答申の「増税なき」の範疇を超えるものと理解している」旨の答弁がありました。

また、「五十七年度人事院勧告が年度内に実施されなかったことは、労働基本権の代償措置という制度の趣旨にかんがみ、はなはだ遺憾千万である。万一実施棚上げの場合は、五十八年度は二カ年分に相当する人事院勧告が行われるべきであるし、政府はこれを完全実施することを約束せよ」との質疑があり、これに対し中曽根総理大臣、丹羽総理府総務長官より、「五十七年度の人事院勧告実施を見送らざるを得なかったことは、財政事情等を考慮した異例の措置ではあるが、遺憾であり申しわけなく思っている。政府はすでに二年連続の凍結、見送りはしない方針を明らかにしてきたが、五十八年度人事院勧告が出たら、これを検討し、できる限り実施するよう努力する」また、藤井人事院総裁より、「五十八年度人事院勧告を行うための民間給与実態調査は例年どおり四月に行うが、五十七年度の四・

五八％改善勧告が実施されなければ、当然この四月の調査分に加算されることになる」旨の答弁がありました。

また、中曽根内閣の主要な政策である行政改革に関し、「臨時行政調査会の最終答申が三月十四日に提出された機会に、総理の決意と今後の進め方を聞きたい」との質疑があり、これに対し中曽根総理大臣並びに齋藤行政管理庁長官より、「行政改革は大きな国民的課題であり、内閣にとっても内政の重要問題の一つである。第二臨調の最終答申を受け、政府は誠心誠意これを受けとめ、最大限に尊重する決意で、すでに答申を逐次実行に移していく基本方針を閣議決定しており、この方針に基づいて具体案の策定を進めることにしている。今国会にもすでに国鉄改革を推進するための国鉄再建監理委員会設置の法案、官庁部局の改廃等の簡素合理化を図るための改正法案を提出しており、さらに、行政改革を推進するため臨時行政改革推進審議会設置法案の提出等の準備を進めている。これら法案の早期成立と相まって行政改革を着実に実行してまいりたい」旨の答弁がありました。

なお、質疑はそのほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して勝又委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して長谷川委員が賛成、公明党・国民会議を代表して大川委員が反対、日本共産党を代表して立木委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十八年度予算三案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、減税問題については、昨年の当委員会における減税問題の決議及び本年の衆議院段階における与野党の合意を踏まえ、理事会で協議の結果、政府は所得税、住民税の減税を実施するため速やかに検討を進めるべきであるとの委員長見解を述べ、これに対して竹下大蔵大臣より、「政府としても委員長見解を尊重し、誠意をもって対処することとしたい。なお、五十七年度税収の確定するのは七月ごろであるが、今後できるだけ早期に税制調査会で課税最低限の見直しを含め、減税の検討に着手していただくことにしたい」との答弁がありました。

また、「人事院勧告問題については、当委員会において

その実施につき種々論議が行われてきましたが、今後とも当委員会における質疑の経緯を踏まえ、引き続き誠意をもって努力を重ねてまいりたい」との委員長発言を行いました。

以上御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件(四件)

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	五七、二三八		五七、二三八(予)		五八、五二〇	
昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	二三八		二三八(予)		五二〇	
昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	二三八		五八、四二七(予)		五二〇	
昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	二三八				五二〇	五八、四二七 本会議で趣旨説明聴取

決算その他(一〇件)

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書	五五、二二六 (第九十四回国会)	五七、四二三	五八、五二六 議決	五八、二三八	五八、五一九 議決 五八、五二五 議決	

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員會議決	本會議決	付託	委員會議決	本會議決	
昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書	五六、一三〇 (第九十四回国会)	五六、二二二	議決 五八、五二六	議決 五八、五二八	五七、二三八	議決 五八、五二九	議決 五八、五二五	
昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、三〇 (第九十四回国会)	一一三	議決 五二六	議決 五二八	一一三	議決 五二九	議決 五二五	
昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書	一一、二二五 (第九十六回国会)	五七、五二四	議決 五二六	議決 五二八	一一三	議決 五二九	議決 五二五	
昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書	五七、一一九 (第九十六回国会)	五八、一一九	議決 五二六	議決 五二八	一一三	議決 五二九		
昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書	一一、二九 (第九十六回国会)	一一九	議決 五二六	議決 五二八	一一三	議決 五二九		
昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書	一一、二三八	五八、四二七			五八、五二〇	議決 五二九		五八、四二七 本会議で大蔵大臣の報告を聴取した。
昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)	一一、二二八	五七、二二八			五二〇	議決 五二九		
昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書	五八、一一八	五八、一一八			一一三	議決 五二九		
昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書	一一、二二八	一一八			一一三	議決 五二九		

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

九十四回国会 五五、一二、二六 内閣提出

未了

九十五回国会

未了

九十六回国会 五七、四、一三三 本会議報告

継続審査

九十七回国会

継続審査

九十八回国会 五八、五、一八 議決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十四年度決算外二件及び昭和五十五年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十四年度決算は、昭和五十五年十二月二十六日国会に提出され、同五十七年四月二十三日当委員会に付託となり、昭和五十五年度決算は、昭和五十六年十二月二十五日国会に提出され、同五十七年五月十四日当委員会に付託

となりました。また、昭和五十四年度の国有財産関係二件は、昭和五十六年一月三十日に国会に提出され、同日当委員会に付託となり、昭和五十五年度の国有財産関係二件は、昭和五十七年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託となりました。

当委員会では、昭和五十四年度決算外二件及び昭和五十五年決算外二件を異例の措置として一括審査することとし、その審査に当たりましては、国会の議決した予算が、法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査するとともに、あわせて広く国民的視野からの政策の実績批判を行い、その結果を内閣による将来の予算策定に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

この間、審査のための委員会を開くこと十七回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政再建、行政改革、外交、防衛の問題を初め、教育、社会保障、景気対策、経済摩擦、土地・住宅対策など、行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

五月十六日質疑を終了し、討論に入りました。昭和五十

四年度決算及び昭和五十五年度決算の議決案は、第一が昭和五十四年度決算の是認、第二が昭和五十五年度決算の是認、第三が内閣に対する八項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して和田委員、公明党・国民会議を代表して峯山委員、民社党・国民連合を代表して小西委員、日本共産党を代表して安武委員、無党派クラブを代表して中山委員より、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の決算はいずれも是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して降矢委員、ほかに森田委員より、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の決算はいずれも是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、昭和五十四年度決算及び昭和五十五年度決算についてはいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、また内閣に対する警告案については全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

昭和五十四年度決算及び昭和五十五年度決算にかかわる内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) 会計検査院の検査機能の充実強化については、これまで本院において数回にわたり決議を行い、その実現方につき政府の努力を要請してきたところである。

政府は、会計検査院の検査機能の充実に関し、当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、同院の検査の重要性にかんがみ、今後とも同院の行う検査の実施に当たっては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講ずべきである。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動並びに政治的行為については、公職選挙法、あるいは国家公務員法等により、禁止または制限されているところであるが、近時、一部省庁において、これに違反すると疑われる事態が数多く指摘されていることは看過できない。

政府は、公務員等がその行動において、この種の疑惑を受け、ひいては行政そのものに対する国民の不信を招くことのないよう十分注意し、綱紀の厳正な保持に一層努めるべきである。

(3) 近時、福岡刑務所等の行刑施設において、服役中の受刑者が散弾銃を密造し、契約企業の作業指導員を介して外部へ搬出し、これが暴力団抗争に使用された事件、あ

るいは刑務所職員または作業指導員によるたばこ、甘味品などの不正物品搬入事件が発生したことは、まことに遺憾である。

政府は、行刑施設における規律の維持に努め、いやしくもこの種凶器となりうる製品の密造、不正物品の搬入を未然に防止するとともに、施設職員の職場環境の把握、作業指導員の選定、同施設への出入の際の検査の徹底などをを行い、この種事態の根絶に万全を期すべきである。

(4) 公安調査庁の職員が、官名を利用して、開業医の脱税収拾工作及び裏口入学のあつせんをするなどと称して、詐欺行為を行い逮捕、起訴されるという不祥事件が発生し、同庁職員の諸活動に対する国民の不信を招いたことは、極めて遺憾である。政府は、本事件の発生を深く反省し、同庁職員の採用時の前歴調査及び日常の公私の行動の把握等、管理監督の徹底に努め、この種事態の根絶を期すべきである。

(5) 国立琉球大学において、同大学職員により、大学用地の一部が部外者へ不正に売却され、所有権の移転登記、占有使用がなされていたのに、その事実の一部が判明した後もなお適切な措置をとらず、加えて同職員が無断で

長期欠勤していたにもかかわらず、これに対しても適切な措置をとらず、国有財産の管理並びに人事管理に著しく不当な事態が生じたことは、極めて遺憾である。

政府は、当該国有財産保全等の事後処理に万全を期するとともに、このような不祥事態の再発を防止するため、国有財産の厳正な管理並びに適切な人事管理に一層努めるべきである。

(6) 日本私学振興財団が、私立学校振興助成法に基づき、経常費補助金を支払している私立大学等の一部について、毎年のように会計検査院から不当事項の指摘を受けているが、今般、九州産業大学において、事務職員を専任教員と偽つて申請を行うなどして、数年間にわたり、過大な補助金の交付を不正に受けていたことが明らかとなり、補助金の返還を求められるような事態が発生したことは遺憾である。

政府は、このような前例をみない悪質な学校法人及び当該責任者については、強く反省を求めるとともに、この種事態の発生を防止するため、私立学校の自主性を尊重しつつ、有効な方途の確立に努めるべきである。

(7) 厚生省所管の国庫補助事業のうち、地方公共団体が事

業主体となつて実施している簡易水道施設整備事業等において、入札に当たり、予定価格に対して、著しく高率の最低制限価格を設定したため、より低廉な価格で契約の適正な履行が可能と思われる入札者が失格として排除され、割高な価格で契約が行われた結果、国損を生じた事例があつたことは遺憾である。

政府は、当該補助金の効率的使用の観点から、地方公共団体に対し、最低制限価格制度の趣旨を徹底するとともに、その基準の明確化を図り、同制度を適用するに当たっては、適正な価格設定を行うよう指導すべきである。

(8) 住宅・都市整備公団が、土地の所有権等を有する個人又は法人にかわつて、住宅などを建設し譲渡する民営賃貸用特定分譲住宅制度については、割賦金の償還に関し、事前の審査が必ずしも十分でなかつたこと、滞納発生後の措置が緩慢であつたことなどを原因として、滞納事案が増加し、滞納総額も累増していることは遺憾である。

政府は、同公団が事前の審査を強化し、滞納発生後、迅速・的確に対処するための基準等を整備するとともに、これを厳正に励行するよう指導監督に努めるべきである。以上であります。

次に、昭和五十四年度の国有財産関係二件及び昭和五十五年の国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもつて、異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。

昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

九十四回国会 五六、一、三〇 内閣提出

未了

九十五回国会

未了

九十六回国会

継続審査

九十七回国会

継続審査

九十八回国会 五八、五、一八 議決

委員長報告

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書の委員

長報告参照

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書

九十六回国会 五六、一二、二五 内閣提出

五七、五、一四 本会議報告

継続審査

九十七回国会 継続審査

九十八回国会 五八、五、一八 議決

委員長報告

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書の委員
長報告参照

昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

九十六回国会 五七、一、二九 内閣提出

継続審査

九十七回国会 継続審査

九十八回国会 五八、五、一八 議決

委員長報告

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書の委員
長報告参照

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	提出月日 本院へ	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五八、三三四)	五八、三三四	五八、三三四	付 五八、三三四 (予) 可決	付 五八、三三四 (予) 可決	
16	内閣総理大臣その他の國務大臣の資産の公開に関する法律案	和田一仁君 外二名 (五二三)	五二四		五二四 (予)	五八、五二四 継続審査	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）（衆議院提出）

五八、三、二四 衆・議院運営委員長

提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

1 国会議員の歳費月額について、なお当分の間、八十八万円に据え置くこととする。

2 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の措置を講ずることとする。

3 本案は、公布の日から施行する。

衆議院議員提出法律案（一件）

第九十七回国 1 会	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付託委員会決議 五七、三三八 (予)	衆議院 付託委員会決議 五七、三三八 公職選挙法改正調査特委 未了	備考
---------------	----	----	--------------	---------------	------	---------------------------------	---	----

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）

- 五八、 二、 一 内閣提出
三、 三 衆可決
三、 一八 参可決

要旨

本案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で都道府県及び市町村等に交付するものの現行基準を实情に即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を最近における賃金及び物価の変動

- 一、最近における賃金等の上昇に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
二、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

等の状況に応じ実情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

委員会におきまして採決いたしましたところ、本法律案

は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○科学技術振興対策特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出	提出月日	提出日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
40	技術士法案		五八、三、二一	五八、三、二一	五八、三、二五	付託委員会 議決 可決	付託委員会 議決 可決	

技術士法案（閣法第四〇号）（衆議院送付）

五八、三、一一 内閣提出
三、二五 衆可決
四、二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における著しい科学技術の発展状況にかんがみ、技術士制度の改善を図るため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、「技術士補」の資格を新設し、技術士補は技術士とな

るのに必要な技能を修得するため、技術士の指導のもとに、その業務を補助する。

二、技術士試験は第一次試験及び第二次試験とし、第一次試験又は第二次試験に合格した者は、それぞれ技術士補又は技術士となる資格を有する。

三、技術士の資格を得るために必要な第二次試験を受験するためには、一定期間（総理府令で七年以上を予定）の業務経験が必要であるが、技術士補は技術士のもとで一定期間（総理府令で四年以上を予定）の業務経験があれば、第二次試験を受験できる。

四、科学技術庁長官は、その指定する者に、試験事務及び登録事務を行わせることができる。

五、その他所要の経過措置を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました技術士法案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における著しい科学技術の発展状況にかんがみ、技術士補の資格の新設等によって技術士制度の

改善を図るとともに、技術士試験事務並びに技術士及び技術士補の登録事務を科学技術庁長官の指定する者に行わせること等によって行政の簡素化を図るなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、技術士補制度新設の目的、試験事務等の民間委譲による受験者への影響、技術士試験の公正さを確保する措置、開発途上国への技術移転における技術士の位置づけ等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党佐藤委員より試験事務及び登録事務の民間委譲に関する規定の削除等を内容とする修正案が提出されました。

原案及び修正案に対する討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○公害及び交通安全対策特別委員会

内閣提出法律案（一件）

17	番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考
法律案	公害健康被害補償法の一部を改正する			五八、二、五	受領 五八、三、四	付託 五八、三、三 (予)可決	付託 五八、三、三 環 五八、二、七 境 可決	可決 五八、三、三 可決 五八、三、四

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付）

五八、二、五 内閣提出

三、二四 衆可決

三、三一 参可決

要旨

大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分については、

昭和四十九年度から五十七年度までの間においては自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額の政府の交付金をもって充てることとなっている。本法案は、この措置を昭和五十九年度まで継続しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして、公害及び交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補

償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分について、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に交付する措置を、昭和五十八年度及び昭和五十九年度においても引き続き行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、日本共産党杏脱理事より、本法律案に対し、自動車負担分を重量税でなく自動車メーカーに負担させる等を内容とする修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自動車に係る騒音、排出ガス等の規制の強化及び総合的な交通公害対策の推進、窒素酸化物等の健康被害との因果関係の究明とそれに基づき地域指定の見直し等を内容とする附帯決議が本岡理事より提出され、全会一致で決定をいたしました。

以上御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかつたもの

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	提出月日	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
20	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	五八、二、八			付託	付託	
21	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	三、八			付託	付託	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
					本院	本院	
					議決	議決	
					衆議院	衆議院	
					議決	議決	
	</						

予備費等承諾を求めるの件（三件）

件名	提出		本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院			衆議院			備考
	提出 月日	提出 日		付 託 議 決 議	本 會 議 決	本 會 議 決	付 託 議 決 議	本 會 議 決	本 會 議 決	
昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書（その1）		五八、 二三五					付 託 議 決 議	本 會 議 決	本 會 議 決	
昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び 各省各庁所管使用調書（その1）		二三五					決 算	決 算	決 算	
昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基 づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額 調書（その1）		二三五					決 算	決 算	決 算	

(4) 決議案

1	番号
内閣総理大臣中曾根康弘君問責決議案	件名
瀬谷英行君	提出者
五八、五二四	提出日
	付託委員会
	託議委員会
否 決	決議 本会議 決
委員会審査省略要求事件	備考

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

計	委員会					採択		備考
	付託	採択	未了	採択	採択			
沖縄・北方	一	〇	一	〇	〇			
公選法改正	一一	〇	一一	〇	〇			
災害	三	〇	三	〇	〇			
議院運営	一	〇	一	〇	〇			
建設	一七七	八〇	九七	八〇	二六	意見書付 二六		
逋信	二八	二六	二	二六	一一			
運輸	四六八	一一	四五七	一一	三			
商工	五	三	二	三	九			
農林水産	一九	九	一〇	九				
社会労働	一二五一	三五九	八九二	三五九	七			
文教	一七〇	七	一六三	七				
大蔵	七七一	〇	七七一	〇				
外務	六	〇	六	〇				
法務	三六	五	三一	五				
地方行政	一六二	二	一六〇	二		意見書付 一		
内閣	一一六九	九二	一〇七七	九二				
委員会								
計	四二三四	五九四	三六三〇	五九四		提出総数は四二二五件、取下げ一件		

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

九二件

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（第六三号外一二件）

従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願（第六四号外二三件）

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第一

五〇号外三一件）

傷病恩給等の改善等に関する請願（第二四五九号外三二件）

○地方行政委員会

二件

地方交付税の増額等に関する請願（第二一七号）（意見書付）

防火基準適合表示対象施設の範囲拡大に関する請願（第一七八六号）

○法務委員会

五件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第二三六三号外四件）

○文教委員会

七件

私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減等に関する請願（第七五号外四件）

大幅な私学助成に関する請願（第二一三三号）

私立学校助成費補助に関する請願（第一七八九号）

○社会労働委員会

三五九件

保育所振興対策の確立に関する請願（第五号外三〇件）

民間保育事業振興に関する請願（第八号外一九件）

障害児・者の職業訓練の場及び職業の保障等に関する請願（第二六号）

学童保育制度の確立に関する請願（第七六号）
国民健康保険組合基盤強化に関する請願（第一五八号）
痴呆性老人対策に関する請願（第一九九号）
障害児保育の充実等に関する請願（第二一八号）
栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二四号）
医療ソーシャルワーカーの資格法制化に関する請願（第二一五二号）
療養担当手当の適用拡大に関する請願（第二五三号）
栄養士免許制度等存続に関する請願（第二五四号）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三一五号外三二件）
身体障害者福祉法改正に関する請願（第四三四号外一件）
老人保健対策の充実に関する請願（第一七九〇号）
国立腎センター設立に関する請願（第一八一九号外五件）
福祉手当増額支給に関する請願（第一八三九号外二五件）
年金の官民格差是正に関する請願（第一八四一号外二六件）
在宅重度障害者の介護料に関する請願（第一八四四号外二六件）
重度障害者の終身保養所設置に関する請願（第一八四五号外二五件）

健康保険・国民健康保険に関する請願（第一八五〇号外二五件）
労災被災者の脊髄神経治療に関する請願（第一八五一号外二五件）
脊髄損傷治療に関する請願（第一八五五号外二六件）
老人医療・福祉の整備拡充に関する請願（第二〇五〇号）
二分脊椎症児（者）の医療の充実と改善に関する請願（第二七九二号外五〇件）
難病対策の拡充と医療福祉に関する請願（第二八五五号外八件）
小規模障害者作業所の助成に関する請願（第四〇〇六号外九件）
引揚海外残留者援護措置に関する請願（第四一五〇号）

○農林水産委員会 九件

農畜産物貿易自由化阻止に関する請願（第九〇号）
農産物の輸入自由化・枠拡大阻止並びに農業基本政策の確立に関する請願（第一六八号）
牛の生産事故に対する共済制度化に関する請願（第一九四

号)

蚕糸業の振興に関する請願(第二二五号)

漁港の整備促進等に関する請願(第四七七号)

蚕糸業振興に関する請願(第二一八六号)

畜産経営の安定と拡充強化に関する請願(第二一九八号)

自主流通米助成制度の堅持に関する請願(第二二四三号)

昭和五十八年度畜産物の価格安定対策及び畜産経営の強化

等に関する請願(第二二六一号)

○商工委員会

三件

中小企業対策に関する請願(第五一九号)

景気対策に関する請願(第一七九四号)

中小企業振興対策に関する請願(第二三三〇号)

○運輸委員会

一件

運転代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願(第三八

〇〇号外一〇件)

○逓信委員会

二六件

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第一八六

一号外二五件)(意見書付)

○建設委員会

八〇件

真間川等に対する激甚災害対策特別緊急事業の促進等に関する請願(第一七号外七〇件)

北陸地方建設局の存置に関する請願(第二五七号)

奄美群島の振興開発に関する請願(第三六六四号外七件)

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和五十八年

三月二十二日

火曜日

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件について後藤田内閣官房長官から、

総理府関係の施策に関する件及び昭和五十八年度内閣、総理府関係予算に関する件について丹羽総理府総務長官から、

行政管理庁の基本方針に関する件について齋藤行政管理庁長官から、

防衛庁の基本方針に関する件について谷川防衛庁長官から、

昭和五十八年度防衛庁関係予算に関する件について政府委員から、

昭和五十八年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○地方行政委員会

昭和五十八年

二月

十日

木曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について山本国务大臣から所信を聴いた。

昭和五十八年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

た。

大阪府警察における遊技機とばくの取締りをめぐる不祥事案に関する件について政府委員から報告を聴いた。

四月 十九日 火曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について山本内務大臣、政府委員、労働省、厚生省、運輸省、文部省及び法務省当局に対し質疑を行った。

五月 十日 火曜日

昭和五十八年度の地方財政計画に関する件について山本自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

○法務委員会

昭和五十八年
三月二十三日 水曜日

法務行政の基本方針について秦野法務大臣から所信を聴いた。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

五月二十五日 水曜日

入国管理に関する件について政府委員に対し質疑を行った。

○外務委員会

昭和五十八年
五月 十七日 火曜日

中曾根内閣総理大臣のASEAN諸国訪問に関する件及びOECDの閣僚理事会等に関する件について安倍外務大臣から報告を聴いた後、
二件、米国ウィリアムズバーグにおけるサミットに関する件、外交実施体制の強化に関する件、
欧州中距離核戦力制限交渉と極東地域における核配備問題に関する件、核軍縮問題に関する件、
金大中氏問題に関する件等について同大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

昭和五十八年
二月 十日 木曜日

財政及び金融等の基本施策について竹下大蔵大臣から所信を聴いた後、同大臣、政府委員、国
庁及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○文教委員会

昭和五十八年

三月

三日

木曜日

文教行政の基本施策に関する件について瀬戸山文部大臣から所信を聴いた。

昭和五十八年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

少年非行・校内暴力問題に関する件について参考人広島大学教育学部教授沖原豊君、全日本中学校長会生徒指導特別委員長鈴木誠太郎君、日本放送協会報道局社会部担当部長曾我健君、東京都葛飾区立小松小学校PTA副会長・少年補導員塚本千枝子君、東京都足立区立第十二中学校教諭能重真作君及び東京都江戸川区立小岩第四中学校教諭真鍋親寛君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

文教行政の基本施策に関する件について瀬戸山文部大臣、政府委員、総理府及び警察庁当局に対し質疑を行った。

三月二十二日

火曜日

四月二十一日

木曜日

(義務教育諸学校等における

育児休業に関する小委員会)

義務教育諸学校等における育児休業に関する件について参議院事務局当局から説明を聴いた後、協議を行った。

○社会労働委員会

昭和五十八年

三月二十二日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

労働行政の基本施策に関する件及び昭和五十八年度労働省関係予算に関する件について大野労働大臣から所信及び説明を聴いた。

厚生行政の基本施策に関する件及び昭和五十八年度厚生省関係予算に関する件について林厚生大臣から所信及び説明を聴いた。

四月 十二日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について林厚生大臣、政府委員、警察庁、法務省、文化庁、文部省、厚生省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

四月二十八日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件（特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案（閣法第二四号）（衆議院送付）及び駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）と一括議題）について大野労働大臣、政府委員、労働省、法務省、水産庁、運輸省及び外務省当局に対し質疑を行った。

五月 十二日 木曜日

パートタイマーの労働条件等に関する件、最近の雇用・失業情勢とその対策に関する件、特殊法人職員の給与問題に関する件、夕張新炭鉱における雇用問題等に関する件、タクシー乗務員の退職金問題に関する件、シロアリ駆除従事者の労働安全衛生対策に関する件等について大野労働大

臣、政府委員及び行政管理庁当局に対し質疑を行った。

○社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会

昭和五十八年

二月二十二日 火曜日

高齢化社会への対応策に関する件について参考人厚生省人口問題研究所所長岡崎陽一君、上智大学教授小山路男君、千葉大学教授地主重美君、中央大学教授丸尾直美君及び日本団体生命保険株式会社取締役村上清君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
本連合審査会は今回をもって終了した。

○農林水産委員会

昭和五十八年

三月二十二日 火曜日

昭和五十八年度の農林水産行政の基本施策に関する件について金子農林水産大臣から所信を聴いた。

四月 十四日 木曜日

昭和五十八年度農林水産省関係の施策に関する件について金子農林水産大臣、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行った。

五月二十五日 水曜日

資源管理型漁業の確立に関する決議を行った。

○商工委員会

昭和五十八年

三月 三日 木曜日

三月二十三日 水曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について山中通商産業大臣から所信を聴いた。

経済計画等の基本施策に関する件について塩崎経済企画庁長官から所信を聴いた。

昭和五十七年における公正取引委員会の業務概略に関する件について高橋公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について山中通商産業大臣、塩崎経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

四月 十二日 火曜日

五月 十七日 火曜日

山中通商産業大臣の I E A 等各種国際会議出張に関する件、日米産業政策合同委員会に関する件、日本電信電話公社の資材調達に関する件、特定産業構造改善臨時措置法の運用方針等に関する件、原子力発電所の発電コスト、漁業補償、廃炉及び廃棄物に関する件、国際放射線防護委員会の勧告に関する件、原油値下げに伴う電力料金に関する件、政府系金融機関のサラ金への融資に関する件、割賦販売に関する件、新聞販売の正常化に関する件等について山中通商産業大臣、塩崎経

済企画庁長官、政府委員、日本電信電話公社、科学技術庁、警察庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○商工委員会、外務委員会、農林水産委員会、科学技術振興対策特別委員会連合審査会

昭和五十八年
二月二十三日 水曜日

国際経済摩擦に関する件について参考人日本自動車工業会専務理事中村俊夫君、全国農業協同組合中央会専務理事山口巖君、野村総合研究所政策研究部主任研究員森谷正規君、在日米国商工会議所会頭ローレンス・F・スノーデン君及び在日E.C企業間運営委員会委員長ロバート・アペルドーン君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
本連合審査会は今回をもつて終了した。

○運輸委員会

昭和五十八年
三月 三日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件について長谷川運輸大臣から所信を聴いた。
昭和五十八年度運輸省及び日本国有鉄道の子算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月二十三日 水曜日

中標津空港における日本近距離航空機墜落事故について政府委員から報告を聴いた。

四月二十一日 木曜日

貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する決議を行つた。

○通信委員会

昭和五十八年
三月二十二日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

郵政行政の基本施策に関する件について松垣郵政大臣から所信を聴き、日本電信電話公社の事業概況に関する件について真藤日本電信電話公社総裁から説明を聴いた。

○建設委員会

昭和五十八年
三月二十三日 水曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について内海建設大臣及び加藤国務大臣から所信を聴いた。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

四月 十二日 火曜日

住宅・都市整備公団家賃値上げに関する件について内海建設大臣から説明を聴き、参考人東京大学教授下総薫君、日本経済新聞社論説委員畑中達敏君及び全国公団住宅自治会協議会代表幹事工藤芳郎君から意見を聴いた後、各参考人、内海建設大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団総裁志村清一君、同公団理事武田晋治君、同救仁郷斉君及び同久保田誠三君に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

昭和五十八年

三月三十一日 木曜日

昭和五十八年度防災関係予算に関する件について加藤国土庁長官及び政府委員から説明を聴いた。

五月 十三日 金曜日

東北地方を中心とした山林火災に関する件について政府委員から報告を聴いた後、加藤国土庁長官、政府委員、気象庁、林野庁、防衛庁、自治省、消防庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○物価等対策特別委員会

昭和五十八年

三月二十五日 金曜日

物価対策の基本方針について塩崎経済企画庁長官から所信を聴き、

公正取引委員会の物価対策関係業務について高橋公正取引委員会委員長から説明を聴き、

○科学技術振興対策特別委員会

昭和五十八年度物価対策関係経費及び消費者行政関係経費の概要について政府委員から説明を聴いた後、塩崎経済企画庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、運輸省、大蔵省当局及び参考人日本銀行総裁前川春雄君に対し質疑を行った。

昭和五十八年

三月二十五日 金曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について安田科学技術庁長官から所信を聴いた。派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

四月 十三日 水曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について安田科学技術庁長官、政府委員、御園生原子力安全委員会委員長及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

五月 十一日 水曜日

科学技術行政の基本的在り方に関する件、ICRP新勧告の国内制度への適用に関する件、遺伝子組み換えに関する件、関西学術研究都市構想に関する件等について安田科学技術庁長官、政府委員、国土庁、建設省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○公害及び交通安全対策特別委員会

昭和五十八年

二月二十三日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

公害及び環境保全対策の基本施策について梶木環境庁長官から所信を聴いた。

交通安全対策の基本施策について丹羽総理府総務長官、山本国家公安委員会委員長、長谷川運輸大臣及び内海建設大臣から所信を聴いた。

三月二十二日 火曜日

昭和五十八年度環境庁関係予算及び各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

公害等調整委員会の事務概況について政府委員から説明を聴いた。

昭和五十八年度陸上交通安全対策関係予算、海上交通及び航空交通安全対策関係予算、道路交通安全対策関係予算及び交通警察の運営について政府委員から説明を聴いた。

五月 十三日 金曜日

交通安全対策に関する件について内海建設大臣、政府委員、日本国有鉄道、文部省、公正取引委員会、消防庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○エネルギー対策特別委員会

昭和五十八年
三月 四日 金曜日

エネルギー対策の基本施策に関する件について山中通商産業大臣及び安田科学技術庁長官から所信を聴いた。

昭和五十八年度エネルギー対策関係予算について政府委員、運輸省、文部省及び農林水産省当局から説明を聴いた。

四月 二十日 水曜日

エネルギー対策の基本施策に関する件について山中通商産業大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

五月二十五日 水曜日

北炭夕張炭鉱株式会社の再建問題に関する件及び原子力発電所設置についての地元住民等の協力対策に関する件について山中通商産業大臣、安田科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

昭和五十八年
三月二十五日 金曜日

昭和五十八年度沖縄及び北方問題に関しての施策について安倍外務大臣及び丹羽国務大臣から所信を聴いた。

○安全保障特別委員会

昭和五十八年
三月 二日 水曜日

国の安全保障について谷川防衛庁長官及び安倍外務大臣から所信を聴いた。
昭和五十八年度防衛関係予算について政府委員から説明を聴いた。

四月 十一日 月曜日

シーレーン（三海峡を含む）防衛の本質と問題点に関する件について参考人軍事評論家阿曾沼廣郷君、評論家海原治君、日本戦略研究センター理事北村謙一君及び軍事評論家藤井治夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

五月 十六日 月曜日

我が国の安全保障政策とASEAN諸国との関係に関する件、防衛費に関する件、防衛力の整備に関する件、人工衛星の軍事的利用問題に関する件、自衛隊の航空事故に関する件、シーレーン防衛問題に関する件、日米防衛協力問題に関する件、レフチェンコ証言問題に関する件、対韓経済援助に関する件等について安倍外務大臣、谷川防衛庁長官、政府委員、科学技術庁、警察庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

(付) I 参議院役員一覧

(召集日 57.12.28 現在)

役員		召集日	会期中選任
議長		徳永正利君	
副議長		秋山長造君	
常任委員 長	内閣	坂野重信君	
	地方行政	宮田輝君	
	法務	鈴木一弘君	
	外務	増田盛君	
	大蔵	戸塚進也君	
	文教	堀内俊夫君	
	社会労働	目黒今朝次郎君	
	農林水産	下条進一郎君	
	商工	亀井久興君	
	運輸	矢追秀彦君	
	逓信	八百板正君	
	建設	片岡勝治君	
	予算	土屋義彦君	
	決算	竹田四郎君	
	議院運営	斎藤十朗君	
	懲罰	岡田広君	
特別委員 長	災害	福間知之君	
	物価等	片山甚市君	
	公選法改正	福岡日出麿君	
	科学技術振興	中野明君	
	公害・交通	宮之原貞光君	
	エネルギー	山崎竜男君	
	沖縄・北方	佐々木満君	
安全保障	堀江正夫君		
事務総長		指宿清秀君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(召集日 57.12.28 現在)

会 派	任 期	① 昭58.7.9			② 昭61.7.7		
	議員数	全 国	地 方	計	全 国	地 方	計
自由民主党・自由国民会議	135(6)	19(3)	47	66(3)	19(2)	50(1)	69(3)
日 本 社 会 党	46(2)	9(1)	15	24(1)	9(1)	13	22(1)
公明党・国民会議	27(2)	9(1)	5(1)	14(2)	9	4	13
日 本 共 産 党	12(5)	3(1)	2(1)	5(2)	3(1)	4(2)	7(3)
民社党・国民連合	11	3	2	5	3	3	6
無 党 派 ク ラ ブ	7(1)	2	0	2	4(1)	1	5(1)
新 政 ク ラ ブ	5	3	1	4	0	1	1
各派に属しない議員	3	1	2	3	0	0	0
欠 員	6	1	2	3	3	0	3
合 計	252(16)	50(6)	76(2)	126(8)	50(5)	76(3)	126(8)

※ ()内は婦人議員数

- 備考 (1) 58.1.12 細川護熙君退職(自民・熊本県選出①)
- (2) 58.2.16 上野雄文君入会(社会・栃木県補欠当選①)
- (3) 58.2.18 大石武一君(自民・宮城県選出①)自民党・自由国民会議退会、同日新政クラブ入会
- (4) 58.3.31 山田勇君(無党ク・全国選出①)無党派クラブ退会、翌4.1民社党・国民連合入会
- (5) 58.5.26 青島幸男君(無党ク・全国選出②)無党派クラブ退会